

事務事業概要

平成 2 6 年 度

京 都 市 建 設 局

目 次

機構	1
事務事業の概要	8
重要事務事業概要	17
建設企画部建設総務課	22
1 職員数.....	22
2 予算概要.....	24
3 市会.....	32
4 指定管理者制度.....	34
建設企画部建設企画課	36
1 公共事業評価の実施.....	36
2 公共施設のアセットマネジメントに係る取組の推進.....	36
3 国, 京都府, 京都府警等との事業調整.....	36
4 「京（みやこ）のみちデザイン指針」及び 「京（みやこ）のみちデザインマニュアル」の運用.....	37
5 道路事業の新設, 改良の調整・計画等.....	37
6 街路事業の新設, 改良の調整・計画等.....	37
建設企画部監理検査課	38
1 京都市技術管理委員会の運営.....	38
2 建設局事業推進委員会の運営.....	38
3 建設局技術審査委員会の運営.....	38
4 土木工事の積算基準の管理・運用.....	38
5 土木工事等の監理及び検査.....	38
6 公共事業コスト構造改善.....	39
7 建設副産物のリサイクル推進.....	39
8 建設事業高度情報化の推進.....	40
9 技術研修の実施.....	40
10 建設業界団体の指導・育成.....	40
11 本庁課・室の職員輸送及び車両の管理.....	40
土木管理部土木管理課	43
1 道路の維持補修.....	43
2 交通安全施設等整備事業.....	43
3 路面復旧受託工事.....	44
4 舗装新設.....	44
5 私道整備助成.....	44
6 災害復旧事業.....	46
7 水防事務組合.....	46

8 小栗栖排水機場周辺浸水被害に係る損害賠償	46
土木管理部橋りょう健全推進課	47
1 「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」の推進	47
2 鳴滝橋(国道162号)災害復旧事業の推進	49
3 叡山電鉄鞍馬線八幡前5号踏切道(岩倉駅東側踏切道)の改良事業の推進	49
土木管理部河川整備課	50
1 総括	50
2 京都市河川整備方針	51
3 「京都市水共生プラン」の推進	52
4 都市基盤河川改修事業	52
5 水辺環境整備事業	54
6 「普通河川整備プログラム」に基づく対策の推進	56
7 「雨に強いまちづくり」の推進	57
8 排水機場の管理	57
土木管理部道路河川管理課	59
1 道路の占用	59
2 道路工事調整会	60
3 アーケード連絡協議会	60
4 「道路ふれあい月間」運動 ―8月10日は「道の日」―	60
5 道路監察	60
6 看板等路上物件適正化事業	61
7 河川及び水路等の占用	62
8 不法占用対策	62
9 宅地開発等に伴う道路及び排水施設の指導	62
10 道路の現状変更	63
11 通行規制に関すること	63
土木管理部道路明示課	64
1 道路現況	63
2 道路の開設	68
3 私道の市道認定	68
4 道路台帳整備	68
5 特殊車両通行許可	69
6 道路区域明示	69
7 公共基準点維持管理	70
8 里道・水路等に関する事務	70
土木管理部土木事務所	71
1 道路, 里道, 河川及び水路の維持管理	71
2 道路附属物の新設及び維持管理	71

3	道路，里道，河川及び水路の改修	71
4	道路，里道，河川及び水路等の占用・使用許可等	71
5	私道整備助成の受付	72
6	所轄区域	72
自転車政策推進室		73
1	現状	73
2	総合的な自転車政策の推進	73
3	自転車等駐車場の整備	73
4	放置自転車等対策（啓発及び撤去）	75
5	放置自動車対策	76
6	一般財団法人京都市都市整備公社	83
道路建設部道路建設課		84
1	都市計画道路整備事業	84
2	道路改良及び橋りょう整備事業	85
3	鉄道の立体交差化事業	86
4	広域幹線道路網の整備推進	87
道路建設部道路環境整備課		89
1	交通安全施設等整備事業	89
2	無電柱化事業の推進	90
3	自転車通行環境整備事業	91
4	四条通歩道拡幅事業	91
道路建設部用地課		92
1	公共用地の取得	92
2	補償金額の算出	92
3	移転立ち退き資金融資制度	92
みどり政策推進室		93
1	都市公園の概要	93
2	現状	95
3	「京都市緑の基本計画」に基づく緑化推進	96
4	緑化施策	96
5	梅小路公園	97
6	大宮交通公園	99
7	宝が池公園子どもの楽園	100
8	街区公園の整備	101
9	街路樹	101
10	公益財団法人京都市都市緑化協会	103
みどり管理事務所		105
1	都市公園の維持管理	105

2 各種許可	105
都市整備部（市街地整備課・整備推進課・南部区画整理事務所）	106
1 土地区画整理事業の概要	106
2 施行中の土地区画整理事業	109
3 各地区の進捗状況	111
4 太秦東部地区第一種市街地再開発事業	112
5 山科駅前地区第一種市街地再開発事業	112
6 京都駅南口地区第一種市街地再開発事業	113
7 京都シティ開発株式会社	114
建設局過去10年の歩み	115

第1 機構・役付職員一覧

職名		氏名(*=課長補佐)	備考(兼職等)
技術監理監		河嶋 敏郎	
建設局長		藤原 正行	
防災・減災担当局長		山田 信祐	(都市計画局土木技術担当局長兼職)
	建設企画部長	岩崎 清	(行財政局防災危機管理室担当部長兼職)
	技術総括担当部長	宮川 邦博	四条通歩道拡幅推進プロジェクトチームリーダー, 公共施設マネジメント推進プロジェクトチームサブリーダー
	担当部長	大嶋 政夫	土木管理部長兼職
	担当部長	大西 功	みどり政策推進室長兼職
	建設総務課長	猪田 和宏	
	人材育成・監察・事業所改革担当課長	上田 励	(土木管理部土木管理課担当課長兼職)
	庶務係長	松浦 裕之	
	計理係長	山田 友博	
	労務係長	筧 龍	
	担当係長	塩田 健二	(土木管理部土木管理課担当係長兼職)
	建設企画課長	森 知史	四条通歩道拡幅推進プロジェクトチーム員 公共施設マネジメント推進プロジェクトチーム員
	調査係長	* 奥村 靖	
	社会資本政策係長	村田 隆	
	企画調整係長	* 永田 盛士	
	道路計画係長	渡邊 剛	
	担当係長	大槻 圭一郎	京都府へ派遣
	監理検査課長	川越 順二	
	調整係長	新井 ひかる	
	進行管理係長	藤田 剛史	
	技術管理第一係長	藤田 隆	
	技術管理第二係長	荒木 寿孝	
	検査第一係長	* 山崎 政和	
	検査第二係長	珠久 和孝	
	検査第三係長	平本 賀也	
	土木管理部長	大嶋 政夫	(建設企画部担当部長兼職, 文化市民局市民スポーツ振興室担当部長兼職)
	道路・河川防災担当部長	中村 豊彦	関西広域連合本部事務局参与
	橋りょう担当部長	市橋 英人	
	公物管理・小栗栖担当部長	古川 真文	
	土木管理課長	谷口 一朗	(文化市民局市民スポーツ振興室担当課長兼職), 犬猫等ふん尿被害対策プロジェクトチーム員, 公共施設マネジメント推進プロジェクトチーム員
	業務統括担当課長	岸 光彦	(建設企画部建設総務課担当課長兼職)
	防災調査担当課長	堀川 浩	
	担当課長	古川 辰也	

	管理係長	黒井 賢司	
	計画調整係長	藤井 那保子	
	担当係長	馬場 昭光	
	防災調査係長	中居 圭二	
	担当係長	杉原 正明	(建設企画部建設総務課担当係長兼職)
	担当係長	山本 光吉	
	担当係長	西田 勤	
	担当係長	榎木 健一	
	担当係長	高比良 泰幸	
	担当係長	向井 祐輔	
	担当係長	奥村 成利	
	担当係長	生田 隆之	
	担当係長	植田 勝治	
橋りょう健全推進課長		梅原 龍哉	
	調整係長	橋本 雅文	
	橋りょう第一係長	* 花水 憲二	
	橋りょう第二係長	* 柴 大樹	
	橋りょう第三係長	山本 泰弘	
河川整備課長		石塚 憲	(土木管理部土木管理課担当課長兼職)
設備管理担当課長		鵜飼 長男	(土木管理部土木管理課担当課長兼職)
	調整係長	山上 雅美	
	水辺環境計画係長	金森 敦司	
	整備第一係長	西川 幸樹	
	整備第二係長	西條 裕一	
	設備第一係長	山内 均	
	設備第二係長	鈴木 理光	
	設備第三係長	* 松本 貴光	
道路河川管理課長		高見 壯一	ごみ屋敷等対策検討プロジェクトチーム員
技術調整担当課長		西 靖彦	
	調整係長	大原田 剛弘	
	道路占用係長	出原 真紀	
	路上物件適正化係長	* 吉武 康男	
	河川占用係長	白井 晃一	
	担当係長	星野 和之	
	技術審査係長	藤井 義章	
	開発調整係長	井上 豊司	
	指導係長	* 新井 貴雄	
	担当係長	大西 勝重	道路管理センターへ派遣
道路明示課長		田中 徳嗣	

	調整係長	* 島崎 直子	
	明示第一係長	清水 康平	
	明示第二係長	井上 政隆	
	明示第三係長	谷口 博之	
	台帳係長	* 山本 篤史	
北部土木事務所長	秋山 智則		
次長	宮崎 良治		
	事務係長	難波 勝司	
	技術調整係長	(次長事務取扱)	
	維持監理係長	山本 一秀	
	適正化推進係長	* 久保 孝	
	工事係長	山口 敬弘	
左京土木事務所長	加地 弘和		
次長	今西 勉		
	事務係長	(次長事務取扱)	
	技術調整係長	児玉 英二	
	維持監理係長	山口 八朗	
	適正化推進係長	松本 繁男	
	工事係長	古坂 茂	
東部土木事務所長	藤井 豊		
次長	下野 元彰		
	事務係長	田中 久範	
	技術調整係長	(次長事務取扱)	
	維持監理係長	山内 章	
	適正化推進係長	岩城 貴哉	
	工事係長	福井 良一	
南部土木事務所長	藤谷 剛		
次長	前場 照之		
	事務係長	木村 圭一	
	技術調整係長	西川 秀明	
	維持監理係長	永田 智彦	
	適正化推進係長	* 沖 和廣	
	工事係長	(次長事務取扱)	
西部土木事務所長	田中 伸弥		
次長	小川 実		
	事務係長	(次長事務取扱)	
	技術調整係長	今井 徹	
	維持監理係長	森田 秀利	
	適正化推進係長	栗山 孝義	

	工事係長	寺田 豊	
京北・左京山間部土木事務所長 次長		小泉 哲	(都市計画局都市景観部開発指導課担当課長兼職)
		新谷 隆司	
	管理係長	(次長事務取扱)	
	担当係長	石浦 茂美	
	担当係長	沖島 一稔	
	担当係長	山口 勝広	(都市計画局都市景観部開発指導課勤務兼職)
	担当係長	堀江 淳嗣	
西京土木事務所長 次長		笠谷 昌宏	
		金地 昌哉	
	事務係長	前川 洋一	
	技術調整係長	(次長事務取扱)	
	維持監理係長	青木 義春	
	適正化推進係長	沖 恵太	
	工事係長	* 小峰 博	
伏見土木事務所長 次長		平井 忠之	
		金倉 正展	
	事務係長	(次長事務取扱)	
	技術調整係長	石田 浩一	
	維持監理係長	前田 光一	
	適正化推進係長	* 中田 秀彦	
	工事係長	五井 雅人	
自転車政策推進室長		森元 正純	(都市計画局歩くまち京都推進室担当部長兼職)，自転車政策推進プロジェクトチームリーダー
自転車企画課長		坂井 良太郎	
	調整係長	小川 健一郎	
	総合計画推進課長	朝山 勝人	自転車政策推進プロジェクトチームサブリーダー
	計画推進係長	青柴 勝	
	基盤整備係長	向井 康	
	啓発指導課長	中山 裕二	
	撤去啓発係長	小粥 均	
啓発指導課長	撤去指導係長	宮崎 正義	
	担当課長	室谷 浩也	都市整備公社へ派遣
道路建設部長		横木 孝司	(都市計画局歩くまち京都推進室担当部長兼職)，四条通歩道拡幅推進プロジェクトチーム員，関西広域連合本部事務局参与
事業促進担当部長		徳田 達弥	(都市計画局歩くまち京都推進室担当部長兼職)，四条通歩道拡幅推進プロジェクトチーム員
道路建設課長		石原 敏彦	
	調査係長	加賀見 和美	
事業促進第一担当課長		小田 宏一	
事業促進第一担当課長	事業担当係長	藤澤 宏太	

	事業促進第二担当課長	事業担当係長	三尾 敏郎	
		事業担当係長	池田 敏雄	
		事業担当係長	服部 康司	
		事業担当課長補佐	* 長尾 由規夫	
		事業担当係長	久保山 武典	
		事業担当係長	小川 雅彦	
		道路環境整備課長	小川 晃弘	自転車政策推進プロジェクトチーム員
		事業促進担当課長	小島 勉	四条通歩道拡幅推進プロジェクトチーム員
		調整係長	中務 智絵	
		道路環境計画係長	上嶋 晃弘	
		整備第一係長	板谷 正人	
		整備第二係長	岩野 誠司	
		整備第三係長	松井 聡	
		担当係長	平野 孝明	
	用地課長	調整係長	中井 隆裕	
		用地担当課長補佐	* 西口 洋一	
		用地担当係長	山本 重雄	
		用地担当係長	山内 純	
		補償担当課長	竹村 誠二	(土木管理部土木管理課担当課長兼職，行 財政局財政部財産活用促進課担当課長兼 職)
		補償審査係長	* 時岡 佳弘	
		補償調査係長	* 太田 卓朗	(土木管理部土木管理課担当課長補佐兼 職，行財政局財政部財産活用促進課担当係 長兼職)
	みどり政策推進室長		大西 功	(建設企画部担当部長兼職)
	緑化推進担当部長		西山 正志	
	担当部長		藤井 俊志	都市緑化協会へ派遣
	公園緑地課長	調整係長	* 萩崎 哲郎	
		計画係長	吉川 誠	
		整備係長	奥村 和也	
		緑化推進課長	福井 博茂	
	緑化推進課長	緑化推進係長	* 山口 覚	
		道路の森づくり係長	岩村 謙次	
		街路樹育成係長	内田 仁	
		公園管理課長	岩田 貴子	(建設企画部建設総務課担当課長兼職)， 犬猫等ふん尿被害対策検討プロジェクト チーム員
	業務統括担当課長		船越 利一	(建設企画部建設総務課担当課長兼職)
		公園管理係長	豊田 幸宏	
		担当課長補佐	* 若松 融	

	北部みどり管理事務所長	安田 秀亮	
		事務係長	柴崎 雅美
		指導係長	北村 正次
		業務係長	笹原 利行
		維持係長	鈴木 章友
	南部みどり管理事務所長	渡辺 大介	
		事務係長	曾和 克巳
		指導係長	太田 剛
		業務係長	川口 義見
		維持係長	畑中 俊宏
	都市整備部長		中川 哲夫
	市街地整備課長	折戸 淳	
		調査係長	酒井 良和
		指導係長	* 中村 陽一
		計画管理係長	* 田中 泰介
		積算係長	大薄 誠 (土木管理部土木管理課担当係長兼職)
		再開発施設管理係長	* 棚橋 雅也
		担当係長	近藤 亮二 都市整備公社へ派遣
	整備推進課長	田中 信治	
		調査係長	* 毛利 誠
		事業推進係長	森本 篤
		担当係長	前田 定男
		計画換地係長	* 加藤 英修
	南部区画整理事務所長		長谷川 雅一
	次長	大石 正史	
		庶務係長	長谷川 富美子
		第三・第四地区事業係長	合木 健浩
		担当係長	陰地 尚子
		担当係長	杉山 幹昌
		第五地区事業係長	齋藤 正利
		担当係長	橋本 肇
		担当係長	松川 晃三
		維持管理係長	奥田 吉彦 (整備推進課勤務兼職)

四条通歩道拡幅推進 プロジェクトチーム	チームリーダー	宮川 邦博	建設局建設企画部技術総括担当部長
	サブリーダー	高見 孝幸	都市計画局歩くまち京都推進室事業推進担当部長
	サブリーダー	高松 幸男	都市計画局歩くまち京都推進室土木技術担当部長
	チーム員	横木 孝司	建設局道路建設部長
	チーム員	徳田 達弥	建設局道路建設部事業促進担当部長

	チーム員	福田 敏男	都市計画局歩くまち京都推進室企画課長
	チーム員	橋本 幸典	都市計画局歩くまち京都推進室交通施設設計課長
	チーム員	森 知史	建設局建設企画部建設企画課長
	チーム員	小島 勉	建設局道路建設部道路環境整備課担当課長

自転車政策推進 プロジェクトチーム	チームリーダー	森元 正純	建設局自転車政策推進室長
	サブリーダー	朝山 勝人	建設局自転車政策推進室総合計画推進課長
	サブリーダー	芳賀 正昭	文化市民局市民生活部くらし安全推進課長
	チーム員	松浦 卓也	環境政策局地球温暖化対策室「DO YOU KYOTO?」プロジェクト推進課長
	チーム員	松本 剛典	行財政局サービス事業推進室サービス事業課長
	チーム員	須貝 雅幸	産業観光局観光MICE推進室観光誘客誘致課長
	チーム員	福田 敏男	都市計画局歩くまち京都推進室企画課長
	チーム員	小川 晃弘	建設局道路建設部道路環境整備課長
	チーム員	西山 真司	交通局企画総務部総務課長
	チーム員	上田 廣久	教育委員会体育健康教育室保健安全課長

第2 事 務 事 業 の 概 要

建設企画部

1 建設総務課

(1) 庶務関係事務（庶務係長）

局の庶務，区役所等との連絡及び調整に関する事務，局に係る広報及び市会に関する事務並びに部の所掌事務の連絡及び調整に関する事務のほか，局内の他の課及び室並びに課内の他の係長の所管に属さない事務を行う。

(2) 計理関係事務（計理係長）

局に係る予算，決算の調製及び予算の執行管理並びに局の物品の需給調整及び管理事務の統括を行う。

(3) 労務関係事務（労務係長，担当係長）

局の所属職員の労務管理，福利厚生及び事務所の執務環境の改善に関する事務を行う。

(4) 服務監察及び研修等関係事務（人材育成・監察・事業所改革担当課長，労務係長，担当係長）

服務監察及び研修等に関する事務を行う。

2 建設企画課

(1) 課の庶務（調査係長）

課の庶務に関する事務を行う。

(2) 事業の計画（社会資本政策係長）

公共土木施設のマネジメントに係る取組の推進及び公共事業評価に関する事務を行う。

(3) 事業の企画調整（企画調整係長）

他の局の事業に係る土木工事の調整に関する事務，局の所管する事業の連絡及び調整に関する事務並びに国直轄土木事業の実施に伴う連絡及び調整に関する事務を行う。

(4) 道路整備事業の実施方針決定のための調査等（社会資本政策係長，道路計画係長）

道路整備事業の実施方針決定のための調査，計画，連絡及び調整に関する事務を行う。

3 監理検査課

(1) 課の庶務（調整係長）

課の庶務に関する事務を行う。

(2) 事業の進行管理（進行管理係長）

局の所管に属する工事の進行管理及び技術審査に関する事務を行う。

(3) 技術推進に係る事務（技術管理第一係長，技術管理第二係長）

建設副産物対策，公共事業コスト構造改善等に関する事務を行う。

(4) 土木技術の調査及び研究（技術管理第一係長，技術管理第二係長，検査第一係長，検査第二係長，検査第三係長）

土木技術に係る調査及び研究を行う。

(5) 土木工事の検査等（検査第一係長，検査第二係長，検査第三係長）

局及び都市計画局の所管に属する土木工事の検査並びに国土交通省（都市局，水管理・国

土保全局及び道路局)の所管に属する工事に係る会計検査に際して、本市の窓口として会計検査院、他の局及び局内の所属との連絡、調整等を行うほか、土木工事請負必携及び検査諸規程に関する事務を行う。

- (6) 工事監査に係る事務(技術管理第一係長)
工事監査に際し、局の窓口として監査事務局及び局内の所属との連絡及び調整等を行う。
- (7) 技術研修(検査第一係長、検査第二係長、検査第三係長)
技術研修の企画立案及び実施に関する事務を行う。
- (8) 積算業務の統括(技術管理第一係長)
土木工事の積算基準及び積算システムの運用並びに労務及び資材等単価に関する事務を行う。
- (9) 建設事業高度情報化(技術管理第二係長)
京都市公共物GISの管理等、建設事業高度情報化に関する事務を行う。
- (10) 大型工事等における設計積算のチェック(技術管理第一係長、技術管理第二係長、検査第一係長、検査第二係長、検査第三係長)
大型工事等における設計積算のチェックを行う。
- (11) 本庁課・室の職員輸送、車両の管理・購入、代車の管理(調整係長)
本庁課・室の職員輸送、車両の管理・購入、代車の管理に関する事務を行う。

土木管理部

1 土木管理課

- (1) 部の庶務(管理係長)
部の所掌事務の連絡及び調整に関する事務を行う。
- (2) 課の庶務(管理係長)
課の庶務に関する事務を行う。
- (3) 課及び土木事務所の計理(管理係長)
課及び土木事務所に係る予算の執行管理を行う。
- (4) 土木事務所の調整等(業務統括担当課長、担当係長、管理係長)
土木事務所の業務の調整、車両及び機材の管理並びに安全衛生に関する事務を行うほか、土木事務所職員の業務改善に関する事務を行う。
- (5) 土木事務所職員の服務(業務統括担当課長)
土木事務所職員の服務に関する事務を行う。
- (6) 土木事務所の事業計画等(計画調整係長、担当係長)
土木事務所の事業計画に関する事務を行うほか、道路等の維持管理計画に関する事務を行う。
- (7) 技術調整等(計画調整係長、担当係長)
土木事務所執行事業の技術審査・指導、道路、里道及び水路等の機能管理に係る調整・指導、新たな管理施設の管理体制・管理方法の調査及び調整に関する事務のほか、土木事務所に係る交通安全施設整備、事故危険箇所対策、大規模自転車道整備等の調査及び計画調整に関する事務を行う。
- (8) 防災調査(防災調査担当課長、防災調査係長)
公共土木施設の災害復旧及び道路防災点検等に関する事務を行う。

- (9) 水防事務組合に関する事務（防災調査担当課長，防災調査係長）
水防事務組合に関する事務を行う。
- (10) 小栗栖排水機場周辺地域浸水被害対策（担当課長，担当係長）
小栗栖排水機場周辺地域浸水被害に関する事務を行う。

2 橋りょう健全推進課

- (1) 課の庶務等（調整係長）
課の庶務のほか，課の予算及び土木事務所に係る予算（橋りょう）の執行管理に関する事務を行う。
- (2) 橋りょうの補修，改良に関する計画（橋りょう第一係長，橋りょう第二係長，橋りょう第三係長）
橋りょうの補修，改良等の調査及び計画を行う。
- (3) 橋りょうの補修，改良に関する工事（橋りょう第一係長，橋りょう第二係長，橋りょう第三係長）
「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」に基づき，橋りょうの補修，改良等の工事を行う。

3 河川整備課

- (1) 課の庶務等（調整係長）
課の庶務のほか，河川，排水路等の改修及び維持補修に関する事務を行う。
- (2) 河川整備計画等（水辺環境計画係長）
都市基盤河川，水辺環境の整備及び保全に関する調査及び計画を行う。
- (3) 河川，排水路等の整備（整備第一係長，整備第二係長）
河川整備方針に基づき，河川，排水路等の改修を行う。
- (4) 都市基盤河川及び準用河川の改修等（整備第一係長，整備第二係長）
河川整備方針に基づき，都市基盤河川及び準用河川の整備に関する調査，計画，改修等を行う。
- (5) 排水機場等の管理（設備管理担当課長，設備第一係長，設備第二係長，設備第三係長）
排水機場，樋門，樋管及び公共土木施設の付属施設の設備等に係る維持管理を行うほか，排水機場の維持管理計画に関する事務を行う。

4 道路河川管理課

- (1) 課の庶務等（調整係長）
課の庶務のほか，道路，里道，準用河川及び水路等の管理^{かし}瑕疵に関する事務（産業観光局の所管に属するものを除く。）並びに道路の通行規制に関する連絡事務を行う。
- (2) 道路及び里道の占用事務（技術調整担当課長，道路占用係長，技術審査係長）
道路及び里道の占用事務（産業観光局の所管に属するものを除く。）及び土木事務所が行う当該事務の統括指導を行う。
- (3) 看板等路上物件適正化事業（路上物件適正化係長）
看板等路上物件適正化事業に関する事務及び土木事務所が行う当該事務の統括指導を行う。

- (4) 準用河川及び水路等の占用事務（河川占用係長，担当係長）
準用河川及び水路等（普通河川を含む。）に係る占用等の行為の規制（産業観光局の所管に属するものを除く。）及び占用料の収納並びに河川台帳に関する事務を行う。
- (5) 道路工事調整（技術調整担当課長，技術審査係長）
無秩序な道路の掘り返しを調整するため，道路工事調整会を開催し，道路占用企業者の道路占用工事に関する連絡調整を行う。
- (6) 宅地開発等に係る道路及び排水施設の建設の指導（技術調整担当課長，開発調整係長）
宅地開発等に係る道路及び排水施設の建設の指導に関する事務を行う。
- (7) 道路管理者以外の者が行う道路等に関する工事等の承認（技術調整担当課長，開発調整係長）
道路管理者以外の者が行う道路に関する工事及び維持並びに市長以外の者が行う里道に関する工事及び維持の承認事務（産業観光局の所管に属するものを除く。）を行う。
- (8) 道路，里道及び水路等の不法占拠対策（技術調整担当課長，指導係長）
道路，里道及び水路等の不法占拠物件の排除（産業観光局の所管に属するものを除く。）及び土木事務所が行う当該事務の統括指導を行う。
- (9) 道路管理システム関係事務（道路占用係長，担当係長（道路管理センター））
道路管理システム及び道路管理センターに関する事務を行う。

5 道路明示課

- (1) 課の庶務等（調整係長）
課の庶務のほか，道路区域明示等に伴う手数料等の徴収及び収納に関する事務を行う。
- (2) 道路，里道及び水路等の台帳の補正，里道及び水路等の指定，廃止等，道路の認定，廃止等（明示第三係長，台帳係長）
道路，里道及び水路等の管理業務の基本となる台帳の補正（産業観光局の所管に属するものを除く。）を行うほか，里道及び水路等の指定，廃止及び変更並びに道路の認定，廃止，区域の決定及び変更に関する事務（産業観光局の所管に属するものを除く。），道路に係る測量標に関する事務及び道路運送法，車両制限令等による道路管理者の意見等に関する事務を行う。
- (3) 道路の区域明示及び境界明示（明示第一係長，明示第二係長）
道路の区域明示及び境界明示を行う。
- (4) 里道及び水路等の境界明示（明示第三係長）
里道及び水路等の境界明示（産業観光局の所管に属するものを除く。）を行う。

土木事務所（北部，左京，東部，南部，西部，京北・左京山間部，西京，伏見の8事務所）

- (1) 事務所の庶務等（次長，事務係長，京北・左京山間部については管理係長及び担当係長）
事務所の庶務のほか，公園の使用許可等に関する事務を行う。
- (2) 道路，里道，河川及び水路等の維持管理等（次長，技術調整係長，京北・左京山間部については管理係長）
道路，里道，河川及び水路等の維持管理等（産業観光局の所管に属するものを除く。）を行う。
- (3) 道路，里道，河川及び水路等の監察及び破損の補修並びに災害時の応急復旧等（次長，維

持監理係長，京北・左京山間部については担当係長)

道路パトロール及び道路，里道，河川及び水路等の破損の補修並びに災害時の公共土木施設の応急復旧等（産業観光局の所管に属するものを除く。）を行う。

- (4) 道路，里道，河川及び水路等の占用許可等（次長，適正化推進係長，京北・左京山間部については管理係長)

道路，里道，河川及び水路等の占用許可（不法占用対策を含む。）及び原状変更の承認等に関する事務（産業観光局の所管に属するものを除く。）を行う。

- (5) 道路，里道，河川及び水路等の改修等（次長，工事係長，京北・左京山間部については担当係長)

道路，里道，河川及び水路等の改修（産業観光局の所管に属するものを除く。）並びに私道整備助成に関する事務を行う。

自転車政策推進室

- (1) 室の庶務（自転車企画課長，調整係長)

室の庶務に関する事務を行う。

- (2) 自転車施策の推進（総合計画推進課長，計画推進係長)

自転車に関する施策の推進に係る連絡及び調整に関する事務を行う。

- (3) 放置自動車対策（啓発指導課長，撤去啓発係長)

廃自動車の認定，撤去及び処分等に関する事務並びに土木事務所等が行う当該事務の統括指導を行う。

- (4) 放置自転車等対策（自転車企画課長，啓発指導課長，計画推進係長，撤去啓発係長，撤去指導係長)

放置自転車対策事務を行うほか，自転車等駐車場（都市整備部及び交通局の所管に属するものを除く。）に関する事務を行う。

- (5) 自転車等駐車場や保管所の整備計画等（自転車企画課長，総合計画推進課長，計画推進係長，基盤整備係長，撤去啓発係長)

自転車等駐車場や保管所整備に係る計画等に関する事務，整備に関する調査，工事並びに付置義務自転車駐車場の審査及び指導を行う。

- (6) 駐車場の管理等（自転車企画課長，計画推進係長)

駐車場（都市整備部及び都市計画局の所管に属するものを除く。）及び指定管理者制度に関する事務を行う。

- (7) 都市整備公社関係事務（自転車企画課長，調整係長)

都市整備公社（総務駐車場部）に関する事務を行う。

道路建設部

1 道路建設課

- (1) 部の庶務（調査係長)

部の所掌事務の連絡及び調整に関する事務を行う。

- (2) 課の庶務等（調査係長)

課の庶務のほか，道路，都市計画道路及び橋りょうの新設及び改良，鉄道の立体交差化事業，高速道路事業に関する事務を行う。

- (3) 道路，都市計画道路，橋りょうの新設及び改良の調査，計画及び工事等（事業促進第一担当課長，事業促進第二担当課長，事業担当課長補佐，事業担当係長）

道路，都市計画道路，橋りょうの新設及び改良の調査，計画及び工事等を行う。

- (4) 鉄道の立体交差化事業及び京都高速道路（新十条通・油小路線）（事業促進第二担当課長，事業担当係長）

京阪本線淀駅周辺整備事業，阪急京都線連続立体交差化事業及び梅津太秦線限度額立体交差事業に関する調査，計画及び工事を行う。

京都高速道路（新十条通・油小路線）及びその周辺街路に関する調査，計画，調整及び工事を行う。

2 道路環境整備課

- (1) 課の庶務等（調整係長）

課の庶務のほか，無電柱化事業，バリアフリー事業及び自転車通行環境整備事業等に関する事務を行う。

- (2) 無電柱化事業（事業促進担当課長，道路環境計画係長，整備第一係長，整備第二係長）

無電柱化事業に関する調整，計画及び工事を行う。

- (3) バリアフリー事業及びあんしん歩行エリア対策事業（事業促進担当課長，道路環境計画係長，整備第二係長，整備第三係長）

交通安全施設等整備事業のうちバリアフリー事業及びあんしん歩行エリア対策事業の調整，計画及び工事を行う。

- (4) 自転車通行環境整備事業（事業促進担当課長，道路環境計画係長，整備第二係長）

自転車通行環境の整備に関する調査及び計画を及び工事を行う。

- (5) 道路改良事業（事業促進担当課長，道路環境計画係長，整備第一係長，整備第二係長，整備第三係長，担当係長）

道路の新設，改良及び舗装に関する調査，計画及び工事を行う。

3 用地課

- (1) 課の庶務等（調整係長）

課の庶務のほか，公共土木事業移転立ち退き資金の融資のあっせん，土地開発公社に関する事務，収用委員会との連絡調整に関する事務を行う。

- (2) 公共用地の取得等（用地担当課長補佐，用地担当係長）

局の事業（都市整備部の所管に属するものを除く。）に係る公共用地の取得（不動産の評価等を含む。）及び地上物件の移転（補償金額の算定等を含む。）に関する事務を行う。

- (3) 補償金額の算定等（補償担当課長，補償審査係長，補償調査係長）

局の事業（都市整備部の所管に属するものを除く。）に係る地上物件の移転等に伴う物件補償，公共用地の取得価額及び補償金額の審査並びに損失補償基準の解釈運用に関する事務を行う。

みどり政策推進室

- (1) 室の庶務（公園緑地課長，調整係長）

室の庶務のほか，都市緑化協会の事務の連絡，公園及び緑地の新設並びに緑化の推進に関

する事務を行う。

- (2) 公園及び緑地の新設計画等（公園緑地課長，計画係長）
公園及び緑地の新設に関する調査及び計画に関する事務を行う。
- (3) 公園及び緑地の新設工事等（公園緑地課長，整備係長）
公園及び緑地の新設工事等を行う。
- (4) 緑化推進事業等（緑化推進課長，緑化推進係長，道路の森づくり係長）
緑の基本計画に基づく事業の推進，緑化の推進に関する調査，企画，連絡及び調整等を行う。
- (5) 街路樹の維持管理業務（緑化推進課長，街路樹育成係長）
街路樹の維持管理業務及び植樹を行う。
- (6) 梅小路公園及び円山公園の再整備（公園管理課長，担当課長補佐）
梅小路公園及び円山公園の再整備に関する事務を行う。
- (7) 公園，緑地等の維持管理に関する業務の統括（公園管理課長，業務統括担当課長，公園管理係長）
公園，緑地等の改良，維持補修及び管理（文化市民局の所管に属するものを除く。）に関する事務の統括を行う。
- (8) みどり管理事務所に関する事務（公園管理課長，公園管理係長）
みどり管理事務所に関する事務を行う。
- (9) 都市緑化協会に関する事務（公園緑地課長，調整係長）
都市緑化協会に関する事務を行う。

みどり管理事務所（北部，南部の2事務所）

- (1) 事務所の庶務等（事務係長）
事務所の庶務のほか，都市公園台帳並びに都市公園の占用に関する事務（文化市民局及び土木事務所の所管に属するものを除く。）を行う。
- (2) 公園，緑地及び街路樹の巡視業務等（指導係長）
公園，緑地及び街路樹の巡視並びに都市公園の利用指導等に関する業務を行う。
- (3) 公園，緑地等の維持管理業務（業務係長，維持係長）
公園，緑地等の改良，維持補修及び管理（文化市民局の所管に属するものを除く。）を行う。

都市整備部

1 市街地整備課

- (1) 部の庶務（調査係長）
部の所掌事務の連絡及び調整に関する事務を行う。
- (2) 課の庶務等（調査係長）
課の庶務のほか，土地区画整理事業に関する事務の統括及び連絡調整に関する事務を行う。
- (3) 普及及び助成事務（担当係長（都市整備公社），調査係長，指導係長，計画管理係長）
土地区画整理事業の普及及び啓発，家屋移転を促進させるための資金融資のあっせん，組合施行事業の助成及び都市整備公社（区画整理部）に関する事務を行う。
- (4) 計画調査及び事業計画事務（計画管理係長）
土地区画整理事業施行予定地区内の現況調査及び施行区域の決定並びにこれらに基づく計

画決定等に関する事務を行う。

- (5) 許認可及び指導監督事務（指導係長，計画管理係長）

組合土地区画整理事業の事業計画，実施計画，換地計画，定款等の許認可に関する事務を行う。

- (6) 町名，町界及び地番の整理事務（指導係長）

土地区画整理事業による町名，町界及び地番の整理に関する事務を行う。

- (7) 登記及び清算金に関する事務（指導係長）

土地区画整理事業による土地及び家屋の登記並びに清算金の徴収交付に関する事務を行う。

- (8) 公共施設引継事務（指導係長，計画管理係長）

組合土地区画整理事業施行地区内の公共施設の引継ぎに関する事務を行う。

- (9) 積算及び建築物の移転又は除却工事（積算係長）

土地区画整理事業の施行に伴う移転物件，除却物件等の損失補償費の積算並びに土地区画整理事業の建築物の移転又は除却工事に関する事務を行う。

- (10) 市街地再開発事業に関する事務（再開発施設管理係長）

京都駅南口地区，山科駅前地区及び太秦東部地区の市街地再開発施設の維持管理に関する事務を行う。

- (11) 二条駅地区の文化施設に関する事務（再開発施設管理係長）

二条駅地区の文化施設に関する事務を行う。

- (12) 京都シティ開発株式会社に関する事務（再開発施設管理係長）

京都シティ開発株式会社に関する事務を行う。

2 整備推進課

- (1) 課の庶務（調査係長）

課の庶務に関する事務を行う。

- (2) 土地区画整理事業に関する事務（事業推進係長，計画換地係長，担当係長）

上鳥羽南部地区及び洛北第二地区の土地区画整理事業等に係る施行に関する事務を行う。

3 南部区画整理事務所

- (1) 事務所の庶務（庶務係長）

事務所の庶務に関する事務を行う。

- (2) 土地区画整理事業に関する事務（第三・第四地区事業係長，第五地区事業係長，担当係長）

伏見西部第三，第四及び第五地区の土地区画整理事業の施行に係る事務を行う。

- (3) 維持管理に関する事務（維持管理係長）

上鳥羽南部地区，竹田地区，伏見西部第一，第二，第三，第四及び第五地区における公共施設予定地の管理及び占用に関する事務を行う。

- (4) 保留地処分に関する事務（担当係長）

伏見西部第三，第四及び第五地区の保留地処分に関する事務を行う。

四条通歩道拡幅推進プロジェクトチーム

四条通の歩道拡幅及び公共交通優先化に係る事業の推進に関する事務を行う。

自転車政策推進プロジェクトチーム

自転車政策を総合的に推進するための取組に係る調査，研究及び企画に関する事務を行う。

第3 重 要 事 務 事 業 概 要

事 務 事 業 名	概 要	金 額
道 路 ・ 街 路 整 備	1 橋りょう耐震補強・災害防除 3,868,311 千円 平成23年12月に策定した「いのちを守る橋りょう健全化プログラム」に基づき、耐震補強と老朽化修繕を効率的、効果的かつスピード感を持って推進する。 また、緊急輸送道路等における災害防除工事など、道路の防災・減災対策に積極的に取り組む。 2 道路管理・維持補修・交通安全対策 6,051,791 千円 道路の適正な管理を行うため、道路ストックの総点検や放置自転車対策等に取り組む。市庁舎建替えに伴い、寺町臨時自転車駐車場を閉鎖するため、市庁舎前広場西側において機械式地下自転車駐車場を整備するとともに、御池駐車場において自動二輪受入れのための改修工事を行う。 また、道路改良、歩道整備及び交差点改良を進めるほか、国庫補助金を活用した舗装道補修や石畳舗装補修を実施するなど、適切な維持管理を推進する。 細街路対策として、区画線の引き直しやカラー化を実施し、歩行者や自転車の通行空間の確保を図る。 さらに、環境に配慮した取組として、間伐材を活用した転落防止柵を京都御苑周辺に設置するとともに、道路照明灯について、平成28年度までに水銀灯と市街灯を全てLED化し、維持管理費の縮減や、更なる節電・長寿命化・低炭素化を進める。	千円 20,977,524

事 務 事 業 名	概 要	金 額
	3 無電柱化事業 373,200 千円 歴史都市京都にふさわしい景観の保全や都市防災の向上等を図るため、銀閣寺周辺地区（銀閣寺道）、宇多野嵐山山田線（長辻通）や三条通において整備等を行う。 4 主要幹線道路整備 10,670,922 千円 一般国道162号（高雄改良）等、まちづくりの骨組みとなる道路整備を引き続き行うほか、広域的な防災活動を支える交通基盤整備を進める。 人と公共交通優先の「歩くまち・京都」を実現するため、四条通においては歩道拡幅等を行うほか、京都駅南口駅前広場において、交通結節機能の向上や安全で快適な歩行空間を創出する駅前広場等の整備を進める。 また、阪急京都線連続立体交差化事業についても、引き続き事業を進める。 5 自転車通行環境整備 13,300 千円 自転車と歩行者、自動車が共存可能な道路環境の形成を目指すため、烏丸通において、自転車通行部分の整備に係る検証を行う。	

事 務 事 業 名	概 要	金 額
河 川 ・ 排 水 路 整 備	1 水辺環境の整備 61,000 千円 高瀬川において、漏水防止及び護岸の崩壊防止等を目的とする護岸の改修を行う。 2 都市基盤河川の整備 295,204 千円 西羽束師川，新川等都市基盤河川の整備を進める。 3 普通河川緊急対策 75,800 千円 平成25年10月に策定した「普通河川整備プログラム」に基づき，局所的な対策で治水安全度の向上を図る工事や河川改修等の整備を行う。 4 生活環境整備 919,748 千円 住宅地の排水施設として，一般排水路及び小河川の整備を進めるとともに，^{しゅんせつ}浚渫等の維持補修を行う。また，水路等の無許可の通路橋等についての是正指導を行う。 5 排水機場の維持管理 635,424 千円 平成25年9月の台風18号による浸水被害を踏まえ，災害に強いまちづくりのため，施設の老朽化が著しい排水機場の維持補修を行うほか，排水機場の機能調査を行うとともに，耐震改修を計画的に進める。	千円 1,987,176

事 務 事 業 名	概 要	金 額
公 園 緑 地 整 備	1 緑視環境向上に向けた取組 492,020 千円 「京都市緑の基本計画」を推進するため、「緑視環境の向上」に重点を置いて、桜景観創造プロジェクトや紅葉街路樹二段階剪定、都市緑化事業（花の道づくり、道路の森づくり）、紅葉景観創造事業などを実施する。 2 市民・事業者との協働による緑化推進 28,094 千円 市民公募型緑化推進事業や、市民の記念植樹奨励事業、スポンサー花壇など、市民・事業者と協働し、緑化を推進する。 3 緑の保全・創出 1,898,910 千円 公園緑地・街路樹の維持管理や公園施設の老朽化に伴う更新に取り組むとともに、街区公園等の新設・再整備を進める。また、本市の貴重な文化遺産である円山公園について、今後将来的に適切に保存・管理するための計画策定に向けた調査などを実施する。 4 神宮道及び岡崎公園の再整備 185,800 千円 歩いて楽しい岡崎地域のシンボルとなるよう、神宮道を隣接する岡崎公園に取り込み、一体的に整備する。	千円 2,604,824

事 務 事 業 名	概 要	金 額
土地区画整理・市街地再開発	1 土地区画整理事業 1,005,176 千円 良好なまちづくりのために、土地の区画形質を整え、道路、公園及び水路等の公共施設を整備改善することにより、土地の利用度を高め、もって公共の福祉の増進に資することを目的に土地区画整理事業を行う。 現在施行中の市施行5地区（伏見西部第三～第五，上鳥羽南部，洛北第二），組合施行1地区（桃山東第二）の計6地区において，引き続き，道路，公園及び水路等の整備並びに維持管理等を行う。 2 市街地再開発事業 597,634 千円 市街地再開発事業により整備した公共施設の維持管理等を行う。	千円 1,602,810

建設企画部建設総務課

建設局のあらまし

1 職員数

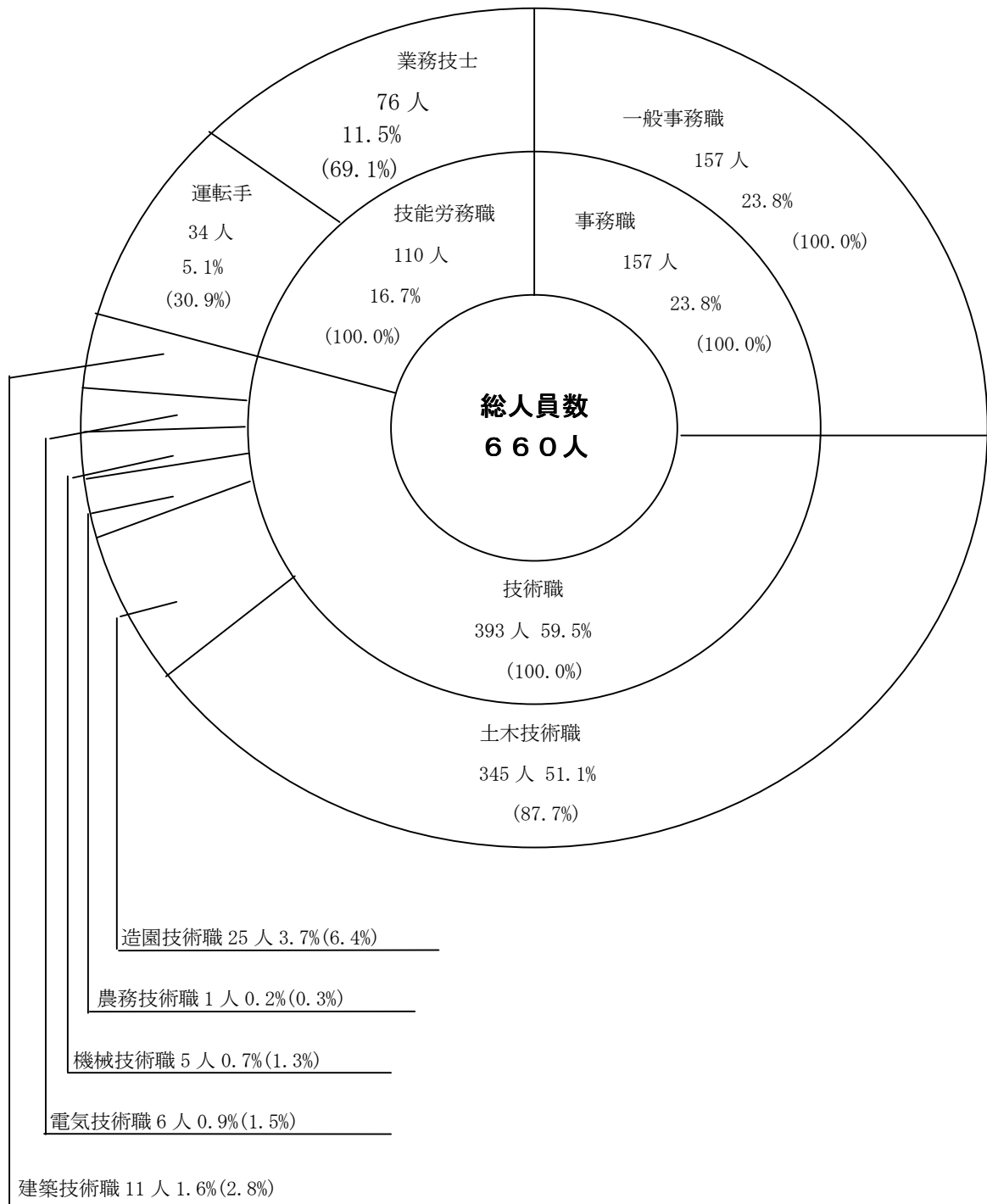
平成26年5月1日現在の建設局職員総数は660名であり、事務職、技術職及び技能労務職の職員はそれぞれ、157名（23.8%）、393名（59.5%）、110名（16.7%）である。

所属別職員数

（平成26年5月1日現在）

所 属		課長級以上			課長補佐級			係長級			係 員			小 計			
		事務	技術	技 労	事務	技術	技 労	事務	技術	技 労	事務	技術	技 労	事務	技術	技 労	小 計
建企	建設総務課	4	2					4			11	1		19	3	0	22
	建設企画課		1		1	1			3		2	7		3	12	0	15
	監理検査課		1			1		1	5		2	6		3	13	0	16
土木管理	土木管理課	2	5	1				6	6	1	6	4		14	15	2	31
	橋りょう健全推進課		1			2		1	1		1	13		2	17	0	19
	河川整備課		2			1		1	5		2	23		3	31	0	34
	道路河川管理課	1	1		2			4	3		11	6		18	10	0	28
	道路明示課		1		1	1			3		2	26		3	31	0	34
	北部土木事務所		2			1		1	1	1	2	10	10	3	14	11	28
	左京土木事務所		2						3	1	2	11	9	2	16	10	28
	東部土木事務所		2					1	2	1	3	9	8	4	13	9	26
	南部土木事務所		2			1		1	1	1	2	8	9	3	12	10	25
	西部土木事務所		2						3	1	2	12	9	2	17	10	29
	京北・左京山間部土木事務所		2					1	2	1	1	8	5	2	12	6	20
	西京土木事務所		2			1		1	1	1	2	10	8	3	14	9	26
	伏見土木事務所		2			1			2	1	2	14	9	2	19	10	31
自転車政策推進室		3	1	1				3	1	1	9	3	1	15	5	3	23
道建	道路建設課		5			1		1	6		5	26		6	38	0	44
	道路環境整備課		2					1	5		2	13		3	20	0	23
	用地課	1	1		2	1		2	1		6	3		11	6	0	17
みどり政策推進室		1	5	1	1	2			5		3	17		5	29	1	35
	北部みどり管理事務所		1					1	1	2	2	3	12	3	5	14	22
	南部みどり管理事務所		1					1	1	2	2	4	13	3	6	15	24
都整備	市街地整備課	1	1		2	1		1	2		6	5		10	9	0	19
	整備推進課		1		1	1		1	1		2	7		4	10	0	14
	南部区画整理事務所	1	1					3	5		7	10		11	16	0	27
合 計		14	49	3	10	16	0	36	69	14	97	259	93	157	393	110	660

職員の構成



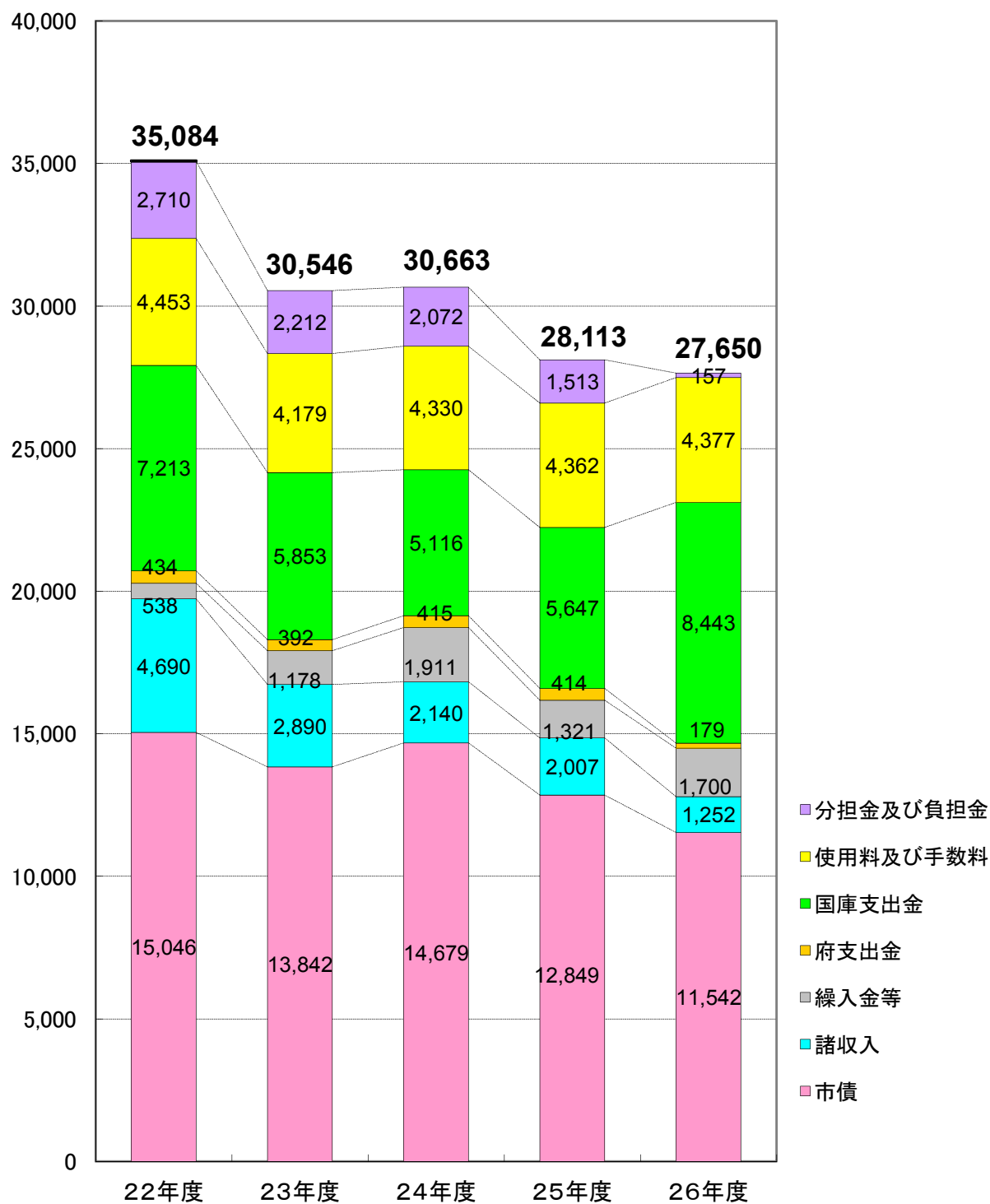
2 予算概要

(1) 建設局一般会計歳入歳出予算

ア 歳入予算

一般会計当初予算経年度比較(歳入)

(単位: 百万円)



イ 歳出予算

- (ア) 土木総務費 5,733,306 千円
職員の給与費，土木事務所運営費等に要する経費
- (イ) 駐車場費 352,039 千円
市営駐車場の維持管理，運営に要する経費
- (ウ) 道路橋りょう費 6,651,689 千円
市単独事業として施行する自転車対策，道路維持補修，交通安全施設整備，道路改良，災害防除，橋りょう整備等に要する経費及び駐車場事業特別会計等への繰出金
- (エ) 道路特別整備費 6,467,447 千円
国庫補助を受けて施行する道路の改良，橋りょう整備，交通安全施設整備等に要する経費，国が直轄で施行する道路事業に対する地方負担に要する経費
- (オ) 河川排水路費 1,321,515 千円
市単独事業として施行する河川・排水路の補修，改良，排水機場の維持管理，水防事務組合等に要する経費
- (カ) 都市河川整備費 665,661 千円
国，府の補助を受けて施行する都市基盤河川改修等に要する経費
- (キ) 緑化推進費 2,564,666 千円
市単独事業及び国庫補助を受けて施行する都市公園の整備のほか，公園維持管理及び街路樹等育成管理等に要する経費
- (ク) 街路費 276,892 千円
市単独事業として施行する都市計画道路の整備等に要する経費
- (ケ) 重要幹線街路費 7,696,975 千円
国庫補助を受けて施行する都市計画道路の整備，立体交差事業等に要する経費
- (コ) 土地区画整理費 917,176 千円
公共団体区画整理事業として施行する伏見西部第四地区ほか4地区や，区画幹線街路水路整備等に要する経費
- (サ) 市街地再開発費 597,634 千円
市街地再開発事業により整備した施設の維持管理等に要する経費
- (シ) 受託工事費 700,000 千円
各企業から受託した路面掘削跡復旧事業に要する経費
- (ス) 土木災害復旧費 1,800,000 千円
暴風雨等による公共施設災害の発生に伴う復旧経費

(2) 平成26年度建設局予算

ア 道路・街路整備

21,793,003 千円（局予算の 60.9%）

- ・平成23年12月に策定した「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」に基づき、耐震補強と老朽化修繕を並行して効率的、効果的かつスピード感を持って推進していく。また、緊急輸送道路等における災害防除工事など、道路の防災・減災対策を実施する。
- ・道路の適正な管理を図るため、道路占用許可、看板等路上物件適正化事業等を行う。また、道路の改良、歩道整備及び交差点改良を進めるほか、国庫補助金を活用した舗装道補修や石畳舗装補修を実施するなど、適切な維持管理を推進する。
- ・維持管理コストの縮減、節電及び低炭素化に向け、LED道路照明灯の更新・新設を推進する。
- ・景観の保全や都市防災の向上等を図るため、無電柱化事業に取り組む。
- ・広域的な防災活動を支える交通基盤の整備や阪急京都線連続立体交差、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進のための四条通の歩道拡幅や京都駅南口駅前広場の整備などを実施する。

(単位：千円)

予算項目	予算額	事務事業名	事業内容等
道路橋りょう費	6,651,689		
道路管理費	788,544	道路管理 看板等路上物件適正化 放置自転車対策 道路区域明示 機械式地下自転車駐車場の整備など	
道路維持補修費	2,587,660	舗装道補修 道路照明灯 除雪凍結防止 道路環境維持 トンネル維持 道路情報施設維持 共同溝維持 京都御苑歩行空間整備事業 その他	一般補修 特別補修 京都宇治線ほか4路線 LED道路照明灯更新など 道路清掃等 笠トンネル、八瀬トンネルなど 道路情報提供装置、駐車場案内システム 烏丸、御池、押小路、油小路 京都御苑 舗装アセットマネジメントなど
交通安全施設整備費	829,920	歩道整備 交差点改良 路肩整備 踏切改良 道路照明灯 その他	久世橋通ほか14路線 上高野幡枝線 山科御陵62号線ほか3路線 神山岩倉停車場線 LED道路照明灯新設など 防護柵、道路標識、区画線など

(単位：千円)

予算項目	予算額	事務事業名	事業内容等
道路改良費	1,004,004	道路改良 災害防除 電線共同溝予備設計 舗装新設・私道整備助成など	(上) 小川通 (西) 大山崎大枝線 (伏) 城南宮道ほか2路線 (左) 上黒田貴船線 (右) 一般国道162号ほか2路線 (山) 渋谷蹴上線 (伏) 醍醐大津線 宇多野嵐山山田線, 三条通
橋りょう改修費	210,561	橋りょう補修	一般補修
		橋りょう改良	特別補修 三栖高架橋ほか1橋 笹部橋
駐車場事業特別会計繰出金	1,231,000		公債費等補助金
道路特別整備費	6,467,447		
道路橋りょう整備	5,287,019	道路改築 無電柱化 橋りょう(耐震補強・老朽化修繕) 道路維持・災害防除など 歩いて楽しいまちなかゾーン の推進	一般国道162号ほか3路線 銀閣寺宇多野線ほか1路線 九条跨線橋ほか33橋 河原町十条観月橋線ほか13路線
交通安全施設整備	230,428	歩道 交差点改良 自転車通行環境整備	大津淀線 久世高田3号線 一般国道367号(烏丸通)
国直轄事業負担金	950,000		一般国道(指定区間内)1,9, 24,171号
街路費	276,892		
幹線街路費	275,522	幹線街路整備	(西) 中山石見線ほか1路線
			(下) 京都駅南口駅前広場整備
高速道路整備費	1,370	京都高速道路整備	新十条通
重要幹線街路費	7,696,975		
幹線街路整備	7,696,975	街路整備 立体交差化整備	京都駅南口駅前広場整備ほか10路線 阪急京都線
受託工事費	700,000		大阪ガス, NTT, 関西電力, 上下水道局等の路面復旧受託工事

イ 河川排水路整備

1,987,176 千円（局予算の 5.6%）

- ・ 浸水を防除し、市民生活の環境整備を図り、災害を防止するため、治水根幹施設である都市河川の整備を進め、住宅地内の排水施設整備として、一般排水路及び小河川の整備を進めるとともに浚渫等の維持補修を行う。また、近年施設全体の老朽化が著しい排水機場の維持補修を行うとともに、防災対策として排水機場の耐震改修にも取り組む。
- ・ 高瀬川において、漏水防止及び護岸の崩壊防止等を目的とする護岸の改修を行う。
- ・ 平成 25 年 10 月に策定した「普通河川整備プログラム」に基づき、局所的な対策で治水安全度の向上を図る工事や河川改修等の整備を行う。

（単位：千円）

予算項目	予算額	事務事業名	事業内容等
河川排水路費	1,321,515		
河川改修費	467,884	河川改良	（北）杉坂川ほか 1 河川 （左）第二太田川 （西）小塩川 市内各所補修浚渫
		河川維持補修 高瀬川再生プロジェクト 普通河川緊急対策事業	（左）泉川 （右）宇多川支川ほか 2 河川 （山）竹田川 （西）荒木川ほか 1 河川
排水路改修費	853,631	一般排水路改良補修	
		排水機場維持管理 排水機場維持補修 疏水等維持管理 排水機場耐震改修など	疏水等維持管理負担金
都市河川整備費	665,661		
都市河川費	665,661	都市基盤河川改修	（右）西高瀬川 （山）旧安祥寺川 （西）新川 （伏）西羽束師川ほか 2 河川 （山）旧安祥寺川ほか 1 河川 （西）新川ほか 1 河川 （伏）西羽束師川ほか 2 河川
		河川管理施設修繕	
		維持補修 事業効果検証など	浚渫，除草

ウ 公園緑地整備

2,564,666 千円（局予算の 7.2%）

- ・「京都市緑の基本計画」に基づき、「緑視環境の向上」に重点を置いて、紅葉景観創造事業など、本計画に掲げる施策を確実に推進していく。
- ・公園及び街路樹の維持管理並びに既設公園の再整備等に取り組むとともに、本市の貴重な文化遺産である円山公園について、適切に保存・管理するための計画策定に向けた調査などを実施する。
- ・歩いて楽しい岡崎地域のシンボルとなるよう、神宮道を隣接する岡崎公園に取り込み、一体的に整備する。

（単位：千円）

予算項目	予算額	事務事業名	事業内容等
緑化推進費	2,564,666		
公園緑地維持費	1,562,109	公園維持管理 梅小路公園管理 かがり火管理業務 大原野森林公園維持管理 都市緑化協会運営など 街路樹等育成管理	街路樹等育成管理，街路樹リフレッシュ事業，花の道づくり，桜景観創造プロジェクト，ケヤキ並木保全創造プロジェクト，紅葉景観創造事業，街路樹サポーター制度
大宮交通公園運営費	19,029		
公園緑地整備費	448,531	公園既設施設再整備 都市緑化事業 緑の基本計画 市民公募型緑化推進事業	各公園施設の補修，更新 名勝円山公園保存管理計画策定 道路の森づくり 花の道づくりほか まちなか緑化助成 保存樹指定，緑化推進啓発，市民の記念植樹奨励制度，四季の花ストリート事業（スポンサー花壇）ほか
公共施設整備	534,997	街区公園等	（左）岡崎公園ほか 2 公園 （下）小坂公園ほか 1 公園 （東）本町公園 （伏）向島東公園

エ 土地区画整理事業・市街地再開発事業

1,514,810 千円（局予算の 4.2%）

- ・健全な市街地を造成するため、道路・公園・水路等の公共施設を整備するとともに、土地の区画形質を変更し、街区を整え、宅地の利用を高めることにより、公共の福祉の増進に資するものである。
- ・市街地再開発事業により整備した公共施設の維持管理等を行う。

（単位：千円）

予算項目	予算額	事務事業名	事業内容等
土地区画整理費	917,176		
土地区画整理費	47,361	区画整理事業清算金徴収交付業務	洛北第二地区
		町名町界地番変更業務など	
区画整理幹線街路費	298,331	区画幹線水路築造	伏見西部第四地区 12 号水路整備など
		公共施設等維持管理	伏見西部第五地区 承水路整備など 道路，排水路，市街灯維持管理
公共団体区画整理補助事業費	571,484	伏見西部第三地区	街区確定測量など
		伏見西部第四地区	区画道路築造，移転補償など
		伏見西部第五地区	換地設計の一部変更業務，区画道路築造，旧樋門撤去など
		上鳥羽南部地区	換地計画準備，道路補修工事など
		洛北第二地区	換地処分など
市街地再開発費	597,634		
市街地再開発事業費	597,634	公共施設等維持管理等	公共施設維持管理，健康文化施設賃借料など
		再開発基金管理	職員給与費

（参考）

土地区画整理事業特別会計 88,000 千円

伏見西部第三地区，伏見西部第四地区，洛北第二地区

オ その他

7,885,345 千円（局予算の 22.1%）

職員給与費，土木事務所等の運営，市営駐車場の管理運営を行う。

（単位：千円）

予算項目	予算額	事務事業名	事業内容等
土木総務費	5,733,306		
土木総務費	5,442,605	給与費	職員給与費（行財政局執行）
		その他	疎開跡地借地料 建設事業高度情報化 経常経費など
土木事業所費	208,344	土木事務所運営	光熱水費，夜間休日緊急連絡 体制
		自動車維持・更新 土木事務所等再整備など	
基金積立金	82,357		公共施設等整備管理基金積立金など
駐車場費	352,039		
駐車場費	352,039		市営駐車場運営委託など
災害対策費	1,800,000		
土木災害復旧費	1,800,000	災害復旧費	

（参考）

駐車場事業特別会計 1,853,000 千円

出町駐車場，御池駐車場及び山科駅前駐車場に係る運営費及び公債費

土地取得特別会計 883,000 千円

3 市会

(1) 平成25年度建設局関連議案

ア 平成25年5月市会

区 分	件 名
議第91号	市道路線の認定について
議第92号	市道路線の廃止について
議第93号	損害賠償の額の決定について
議第94号	町の設置及び町の区域の変更について

イ 平成25年9月市会

区 分	件 名
議第160号	京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例の制定について
議第161号	京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
議第162号	京都市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
議第163号	京都市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
議第164号	京都市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
議第165号	京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
議第180号	市道路線の認定について
議第181号	市道路線の廃止について

ウ 平成25年11月市会

区 分	件 名
議第203号	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛北第二地区土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例の制定について
議第204号	京都市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
議第205号	京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例の制定について
議第206号	京都市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について
議第207号	京都市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
議第208号	京都市里道管理条例の一部を改正する条例の制定について
議第209号	京都市水路等管理条例の一部を改正する条例の制定について
議第210号	府道京都広河原美山線道路改良（トンネル新設）工事請負契約の変更について
議第217号	市道路線の認定について
議第218号	市道路線の廃止について

議第 220 号	損害賠償の額の決定について
報第 23 号	控訴の提起について

エ 平成 26 年 2 月市会

区 分	件 名
議第 49 号	京都市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
議第 81 号	京都市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
議第 82 号	京都市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
議第 83 号	京都市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
議第 84 号	京都市ラクト健康・文化館条例の一部を改正する条例の制定について
議第 85 号	京都市宝が池公園子どもの楽園条例の一部を改正する条例の制定について
議第 106 号	阪神高速道路株式会社による京都市道高速道路 1 号線等の料金の額の変更に係る同意について
議第 252 号	京都市緑化・公園管理基金条例の一部を改正する条例の制定について
議第 253 号	京都市京都駅八条口西自転車駐車場及び京都市京都駅八条口東自転車駐車場新設工事請負契約の締結について
議第 255 号	市道路線の認定について
議第 256 号	市道路線の廃止について
議第 257 号 ～ 276 号	損害賠償の額の決定について
議第 277 号	損害賠償の額の決定について
議第 283 号 ～ 301 号	損害賠償の額の決定について

(2) 平成 25 年度建設局関連請願及び陳情

ア 請願

区 分	件 名	受理年月日	取扱い
請第 157 号	河合橋の歩道の安全対策	平成 25 年 5 月 14 日	採択
請第 177 号	七条通の安全対策	平成 25 年 12 月 26 日	取下げ
請第 236 号	花脊峠トンネルの実現	平成 26 年 2 月 17 日	継続審査

4 指定管理者制度

「京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」に基づき、建設局所管の公の施設（駐車場、自転車等駐車場、公園及び健康文化施設）について、学識経験者等で構成する京都市建設局指定管理者選定等委員会における意見聴取の結果、指定候補者を選定し、議会の議決を経て、以下のとおり各施設の指定管理者を指定している。

なお、指定期間が平成26年度末までであることから、次期指定管理者の選定を平成26年度中に行うとともに、新たに設置する京都市京都駅八条口西自転車駐車場及び京都市京都駅八条口東自転車駐車場について、指定管理者の選定を行う。

(平成26年4月1日現在)

区分		施設名称	指定管理者
駐 車 場	観光駐車場	京都市清水坂観光駐車場	一般財団法人京都市都市整備公社
		京都市嵐山観光駐車場	
		京都市銀閣寺観光駐車場	
		京都市高雄観光駐車場	
	駐車場	京都市鴨東駐車場	
		京都市円山駐車場	
		京都市四条烏丸駐車場	
	道路附属物 自動車駐車場	京都市出町駐車場	社団法人日本駐車場工学会
		京都市御池駐車場	京都御池地下街株式会社
自 転 車 等 駐 車 場	自転車等駐車場	京都市西賀茂自転車駐車場	一般財団法人京都市都市整備公社
		京都市御射山自転車等駐車場	
		京都市東寺駅自転車等駐車場	株式会社アーキエムズ
		京都市近鉄十条駅自転車等駐車場	
		京都市松尾大社駅自転車等駐車場	
		京都市上鳥羽口駅自転車等駐車場	
		京都市円町駅自転車等駐車場	
		京都市二条駅南自転車駐車場	京都市自転車等駐車場管理コンソーシアム（注）
		京都市西大路駅北自転車駐車場	
		京都市太秦自転車等駐車場	
		京都市西院自転車駐車場	
		京都市西京極自転車駐車場	
		京都市花園駅自転車等駐車場	
		京都市桂駅西口自転車駐車場	
		京都市石田駅自転車等駐車場	
	道路附属物 自転車等駐車場	京都市松ヶ崎駅自転車駐車場	
		京都市国際会館駅自転車等駐車場	
		京都市西大路御池駅自転車等駐車場	
		京都市東野駅自転車駐車場	

自転車等駐 車場	道路附属物 自転車等駐車場	京都市御陵駅南自転車駐車場	京都市自転車等駐車場管理コン ソーシアム（注）
		京都市御陵駅北自転車等駐車場	
		京都市栂辻駅自転車駐車場	
		京都市小野駅自転車等駐車場	
		京都市桂川駅東自転車等駐車場	
		京都市桂川駅西自転車等駐車場	
		京都市太秦天神川駅自転車等駐車場	
		京都市嵯峨嵐山駅自転車駐車場	
		京都市桂駅東口自転車駐車場	
		京都市桂駅南自転車等駐車場	
		京都市醍醐駅自転車駐車場	
公 園	京都市大宮交通公園	一般財団法人京都市都市整備公社	
	京都市梅小路公園	公益財団法人京都市都市緑化協会	
	京都市宝が池公園子どもの楽園		
山科 駅前地区再 開発施設	駐車場	京都市山科駅前駐車場	京都シテイ開発株式会社
	道路附属物 自転車等駐車場	京都市山科駅自転車等駐車場	
	健康文化施設	京都市ラクト健康・文化館	

注 京都市自転車等駐車場管理コンソーシアムとは，一般財団法人京都市都市整備公社及び社団法人京都市シルバー人材センターが協定に基づき設立した団体をいう。

1 公共事業評価の実施

公共事業の実施過程の透明性の一層の向上や市民への説明責任、予算等の効率的な執行を図ることを目的として、事業の各段階（事前、事中、事後）において評価を実施している。

平成10年度から公共事業評価制度を導入し、事業着手後、一定期間経過した公共事業について、進捗状況や社会情勢の変化を踏まえた「再評価」を行い、学識経験者等からなる第三者機関（京都市公共事業評価委員会）の意見を聞いたうえで京都市の対応方針を定め、その結果及び審議の経過を公表している。また、平成16年度からは、事業の新規採択（新たな事業の予算化）に当たり、費用対効果分析等の結果を含めた客観的評価指標を用いて、「新規事業採択時評価（事前評価）」を、平成19年度からは、事業完了後にその整備効果を確認する「事後評価」を実施している。

京都市技術管理委員会事業評価検討部会の事務局として、評価を実施するうえで必要な連絡調整を行うとともに、京都市公共事業評価委員会の事務局を担当している。

2 公共土木施設のマネジメントに係る取組の推進

建設局が所管する公共土木施設については、最適な維持管理・更新を実施するため、施設の特性に応じて効率的・効果的な維持管理の手法の検討・実施について取組を進めている。

具体的には、施設の劣化による損傷の進行が把握できる施設については、損傷が著しくなってから対応する「事後保全型」から、損傷が軽微なうちに早期対策を行う「予防保全型」への転換を進めることで、施設の長寿命化を図り、劣化による損傷の把握が困難な施設については、計画的な点検等により、劣化による損傷を早期に発見し、直ちに補修等を行うことにより、施設の性能と安全性を確保しつつ、維持管理コストの縮減と平準化を行う。

昨年度策定した「京都市公共施設マネジメント基本方針」に基づき、施設種別ごとの取組の連携・調整を行うとともに、公共土木施設の長寿命化などの取組をより具体化し、計画的に推進するため、マネジメントに係る計画の策定を行っている。

3 国、京都府、京都府警等との事業調整

国土交通省や京都府が実施する建設関連事業について、円滑な推進が図られるよう、京都市の窓口となって調整を行っている。また、道路改良等で必要となる交通管理者の京都府警との道路協議についても、協議が円滑に進むよう調整を図っている。

京都市内部においては、複数の局間に跨るプロジェクトや他局の事業について、建設局内における調整を行うとともに、対応方針等の取りまとめを行っている。

更に、下記のとおり、プロジェクトや事業に関わるもの以外にも国土交通省近畿地方整備局との会議等の調整業務も行っている。

【その他調整業務】

- (1) 市長・近畿地方整備局長会議
- (2) 近畿地方整備局との事業連絡調整会議
- (3) 「土木の日」の啓発活動
- (4) 琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会他

4 「京（みやこ）のみちデザイン指針」及び「京（みやこ）のみちデザインマニュアル」の運用

京都の道路は、みちの姿そのものが沿道の景観と重なって、景観を形成する重要な要素にもなっているが、市全体としては、色、形状、材質などのデザインに統一感がないなどといった課題がある。このような課題の解決を図るため、平成22年3月に「京（みやこ）のみちデザイン指針」を策定し、歩道等の舗装、防護柵などの道路デザインを京（みやこ）の景観形成の骨格と位置付け、その設計を行うに当たっての基本的な考え方を示した。

歩道等について新設、改良、補修を行う際には、「京（みやこ）のみちデザイン指針」に基づく道路のデザインとする必要があり、その事前相談及びチェックの窓口を行っている。本指針に基づき一貫した基調を持ったデザインのみちを整備することにより、京都の景観に調和し、京都の優れた景観づくりに貢献していく。

5 道路事業の新設、改良の調整・計画等

道路は都市を支える交通基盤として、大きな役割を担っている。市民生活や経済活動等に伴う交通等を円滑に処理するだけでなく、災害等の緊急輸送経路の確保及び安心・安全・快適な通行の確保等、都市において、最も基礎的な公共空間である。

「安心・安全で活力があるまち」、「歩いて楽しいまち」の構築を目指し、施策の方向性として以下の重点項目を掲げ道路事業を推進している。

- (1) 合併建設計画事業の推進
- (2) インターチェンジへのアクセス関連事業の推進
- (3) 橋りょうの架替、耐震補強、補修事業の推進
- (4) 舗装維持修繕事業の推進
- (5) 無電柱化事業の推進
- (6) 交通安全事業の推進

これらの整備実現に向けて、真に必要な路線の選択と集中を行い、事業の実施方針決定のための計画、連絡及び調整を進めていく。

6 街路事業の新設、改良の調整・計画等

都市計画道路（街路）は、都市交通施設としての機能ばかりでなく、都市環境、都市防災の向上など様々な機能を有し、都市の骨格を形成する重要な施設である。そのため、都市計画法に基づき都市計画決定された都市施設のうち道路、都市高速鉄道等を整備し、自動車交通の円滑化を図ることはもとより、都市防災機能や災害時における避難路や緊急輸送道路を確保し、安全かつ快適な交通の確保及び都市の発展に寄与していく必要がある。

「安心・安全で活力があるまち」、「歩いて楽しいまち」の構築を目指し、施策の方向性として以下の重点項目を掲げ街路事業を推進している。

- (1) 鉄道の高架化の推進
- (2) 交通結節点の整備推進
- (3) 都市内幹線道路の整備推進

これらの整備実現に向けて、真に必要な路線の選択と集中を行い、事業の実施方針決定のための計画、連絡及び調整を進めていく。

建設企画部監理検査課

1 京都市技術管理委員会の運営

技術管理委員会は、建設局元幹部の収賄事件に係る調査検討報告書において指摘された、技術関係の全庁的な組織の重要性に基づき、平成10年に設立された。本市職員の技術水準の向上を図るとともに、技術管理に関する情報の共有を行っている。監理検査課は、本委員会と、「技術研修部会」、「技術検討部会」、「公共事業コスト構造改善部会」の3部会の事務局を担当している（表1参照）。

2 建設局事業推進委員会の運営

建設局が所管する重要事務事業の円滑かつ適正な事務執行を図ることを目的として、平成13年8月に「建設局事業推進委員会」を設置し、重要事務事業の進行管理等を行っている。

なお、本委員会は、破産宣告をした業者に対して不適切な支出を行っていた事件を契機に、再発防止に向けた改善策を取りまとめる中で、工事の進行管理の充実と強化を図るために設置されたものである。

3 建設局技術審査委員会の運営

入札契約制度のより一層の適正化を図るためには、企業の技術力を適正に評価したうえで、対象工事の特性に応じた新たな入札制度の導入を進めていく必要がある。その際、必要となる技術審査を公正かつ組織的に行うため、「建設局技術審査委員会」を設置し、発注者としての説明責任を果たすよう努めている。特に公共工事の調達においては価格のみで判断するのではなく、品質面や工事の施工方法等も考慮したうえで調達を行うことが極めて重要であり、本委員会に設置する専門部会において検討し、総合評価方式による入札を推進している。

4 土木工事の積算基準の管理・運用

土木工事や設計業務等の予定価格の算定時に使用される「土木工事標準積算基準書」、「京都市土木積算システム設計単価」等の管理を行っている。

また、客観性及び妥当性を確保しながら、合理的かつ効率的な積算を行うことを目的に導入した「京都市新土木工事積算システム」の運用統括を行っている。

5 土木工事等の監理及び検査

(1) 大型工事等の設計積算の点検（大型工事の二重チェック）

大型工事等について、工事担当課（所）による通常の照査等（チェック）に加え、工事担当課（所）と異なった観点で設計及び積算の点検を行っている。当初設計に対しては、主たる工法の決定理由や設計単価等を点検し、変更設計や追加工事に対しては、変更等に至った経過や理由を検証し、工法、工期及び単価等を当初設計と比較検討し点検する。

また、鉄道事業者等に工事を委託する場合に締結する協定書の内容のチェックは担当課で行っているが、委託工事における更なる透明性の確保を行うため、監理検査課による二重チェックを行っている。

(2) 土木工事等の検査

建設局及び都市計画局所管の土木工事等の適正かつ能率的な施工を確保するため、工事監督課（所）から独立した機構の下で検査を行っている。

検査は「地方自治法」に基づき、土木工事等の成果を契約書、設計図書その他の書類と照合して請負者の義務履行を確認し、工事実施状況、出来形及び品質の審査を行い、土木工事等の完成を見極め、給付の完了の確認を行う検査に加え、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上に資することを目的として、工事実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、請負者の企業及び技術者の技術力を評価する技術検査を行っている。（表 2 参照）

検査の種類

ア 技術検査（不可視部分の工事実施状況、出来形、品質及び出来ばえを確認する検査）

（ア）現場中間検査

（イ）工場等派遣中間検査

イ 工事検査（給付の完了の確認を行い、技術力を評価するための検査）

（ア）既済部分検査

（イ）既済部分検査に準ずる検査（部分引渡し、契約解除に伴う措置）

（ウ）完成検査

(3) 土木請負工事必携、土木請負工事・検査諸規定等

建設局所管の土木請負工事等が、契約約款、設計図書等に基づき、適切に施工、実施されることを目的として、請負者（受注者）及び発注者の事務手続、義務等を定式化した工事の共通仕様書等を網羅した「土木請負工事必携」、「土木請負工事監督・検査諸規程」、「土木設計業務等委託必携」等の制定、改定等を行っている。

(4) 施工体制の点検

「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律」（以下「適正化法」という。）が施行されたことに伴い、発注者が工事現場の適正な施工体制を確保するため、建設業法、適正化法等に定める技術者の配置、工事施工体制台帳等の整備状況の確認事項について一斉点検を行い、不良不適格業者の排除、是正指導等を行っている。

(5) 国土交通省所管事業の会計検査

国土交通省都市局、水管理・国土保全局、道路局所管の国庫補助事業の会計検査の実施に際して会検連絡本部を設置し、京都府、受検担当課（室、所）との連絡、調整を行っている。

6 公共事業コスト構造改善

平成 20 年度に策定した「京都市公共事業コスト構造改善プログラム」は、最終年度にあたる平成 24 年度に 15% の目標改善率を達成して終了した。

平成 25 年度からは、コスト構造改善の目的である社会資本が本来備えるべき性能及び品質の確保とコスト低減との調和を実現させるため、各局の取組事例の選定、情報共有を中心に取組を進めている。

7 建設副産物のリサイクル推進

本市では、資源循環型社会の構築を目指し、公共事業等に伴い発生する建設副産物の抑制及

び再利用の促進並びに適正な処理を全庁的に推進している。

近年の社会情勢の変化や京都市の再資源化の実績を踏まえ、「京都市建設副産物対策協議会」の事務局として、建設副産物の利用実態の把握やリサイクルの普及啓発を行うとともに「京都市建設リサイクル推進プラン' 10」を策定し、具体的施策の推進に取り組んでいる。

8 建設事業高度情報化の推進

公共事業の効率性、品質の向上、透明性の確保及び工事コストの縮減等を図るとともに、説明責任を果たすことを目的に、公共事業の調査・計画、設計、施工、維持管理等の実施過程で発生する各種情報を電子化することにより、市民と行政、発注者と受注者などの関係者間において効率的に情報を交換・共有・連携できるように情報化を推進している。

また、里道・水路や認定道路等の管理業務を円滑に行い、市民サービスの向上を図るための支援ツールとして構築した「京都市公共物GIS（地理情報システム）」の管理を行っている。

9 技術研修の実施

高度化、多様化する建設行政の諸課題に対し、幅広い視野と行政の専門知識、技術及び総合的な調整能力を持った人材の育成を図ることを目的として技術研修を実施している。

近年の厳しい財政状況の中、より一層の効率的な事業執行が求められており、今後、老朽化する公共土木施設を適切に維持管理していくため必要な技術や、災害等に対して臨機に対応できる実務能力の取得など、職員は日々技術力の向上に努めていかなければならない。

このため、専門知識の向上をテーマとした分野別研修に加え、経験年数に応じたきめ細かな階層別研修を実施し、技術職員の更なる技術力向上を図っている。

また、市民の多様化するニーズに的確かつ迅速に対応するため、工事の進捗に伴い様々な場面で土木アドバイザーが現場に同行し助言を行い、マネジメント能力の向上を図るとともに、豊富な経験やノウハウの継承を行っている。

さらに、「京都市技術管理委員会技術研修部会」の事務局として、技術職員全体や職種別の技術職員に共通するテーマに関する研修、技術講演会等の推進に取り組んでいる。

10 建設業界団体の指導・育成

地元建設業界の健全な発展を支援するため、業界団体との意見交換会を開催するなど、指導・育成に努めている。

11 本庁課・室の職員輸送及び車両の管理

本庁課・室の職員輸送を行うとともに、連絡車、代車の管理を行っている。

建設局の職員輸送業務は、各所属に配置された運転担当職員により各所属毎に行ってきたところであるが、限られた人員・機材の効率的な運行管理の推進のため、平成19年度から本庁課・室の職員輸送業務について監理検査課へ一元化した。

参考 表 1 京都市技術管理委員会組織図

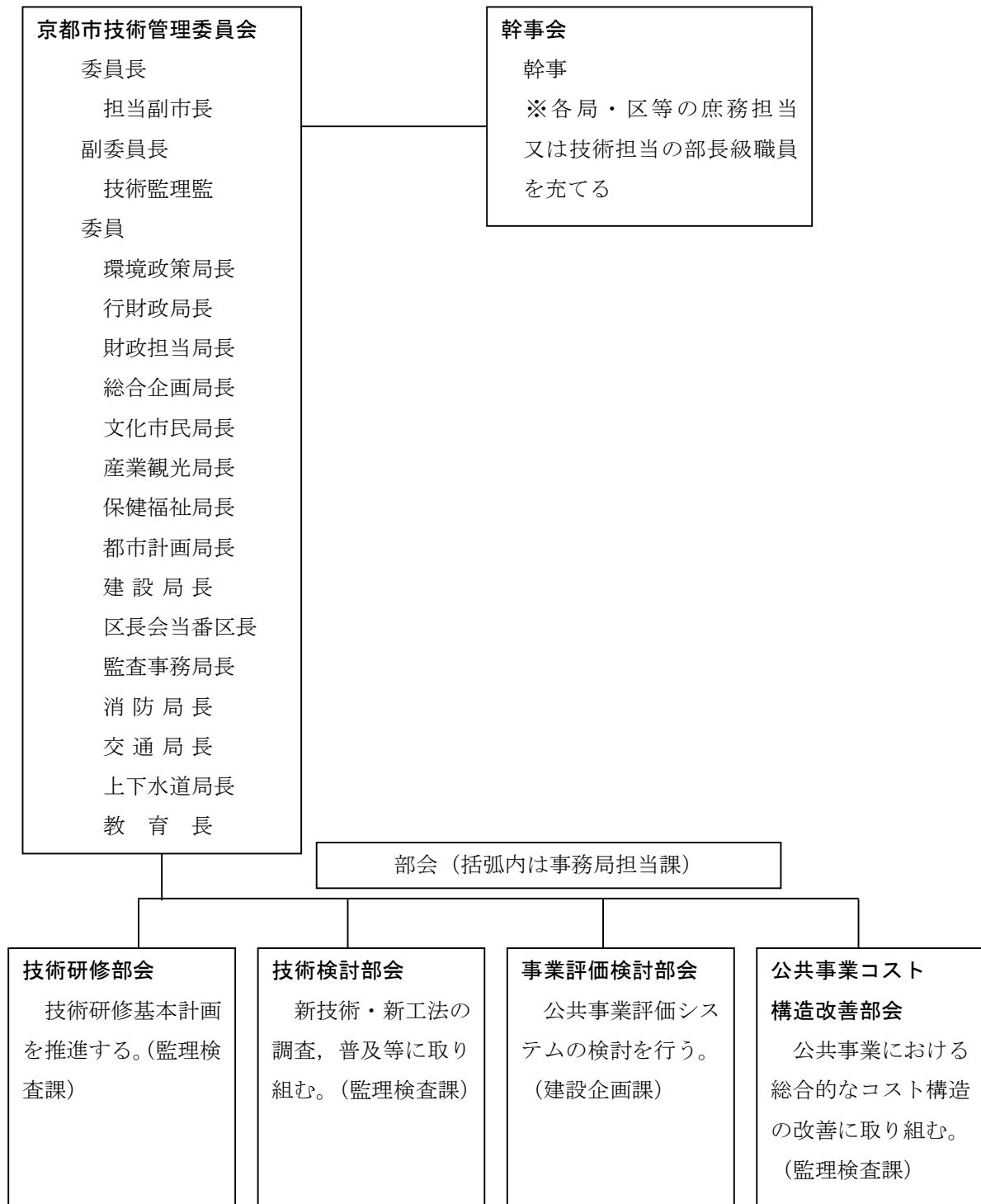


表2 検査実績

区分 \ 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
		件数	金額 (百万円)	件数	金額 (百万円)	件数	金額 (百万円)	件数	金額 (百万円)	件数	金額 (百万円)
完成検査 (5 百万円超)	補助事業	64	4,454	76	4,834	70	3,332	73	7,737	98	4,365
	単独事業	135	3,325	127	3,131	149	3,673	107	2,725	143	3,478
完成検査 (5 百万円以下)	補助事業	2	6	10	29	12	19	22	45	22	45
	単独事業	123	326	222	486	216	431	267	429	267	429
計		324	8,111	435	8,480	447	7,455	469	10,936	530	8,317
既済検査 (5 百万円超)	補助事業	4	129	5	510	2	1,229	1	337	2	327
	単独事業	7	116	3	46	2	76	2	46	1	26
既済検査 (5 百万円以下)	補助事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	単独事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		11	245	8	556	4	1,305	3	383	3	353
現場中間検査 (5 百万円超)	補助事業	9		11		5		7		9	
	単独事業	0		10		2		1		2	
計		9		21		7		8		11	
工場等派遣 中間検査 (5 百万円超)	補助事業	5		6		6		11		12	
	単独事業	5		4		4		8		8	
計		10		10		10		19		20	
検査件数合計		354		474		468		499		564	

1 道路の維持補修 ※1

(1) 道路維持補修

舗装道（歩道及び車道）について、老朽化等に応じて補修し、適切な維持管理を行っている。

(2) 道路照明灯維持管理

道路照明灯については、夜間の交通安全確保のために、本市の「道路照明灯設置基準」に基づき設置し、維持管理を行っている。また、節電、長寿命化、低炭素化及びコスト縮減を推進するため、順次 LED 灯への転換を進めている。

(3) 道路清掃

道路清掃については、交通量が多く、人家が連たんし、人力による清掃ができない幅 11m 以上の道路で、かつ、歩車道の区分がある幹線の道路について機械清掃を行っているほか、歩道の人力清掃や中央分離帯の清掃も行っている。

(4) 除雪・凍結防止対策

積雪の多い北区、左京区、及び右京区の山間地域と市街地を結ぶバス路線等を中心に、交通途絶による不安を地域住民に与えないよう、除雪作業を行っている。

また、路面の凍結による交通渋滞やスリップ等による交通事故が多発している箇所については、凍結防止剤の散布等を行い、道路交通の安全確保に努めている。

(5) 舗装アセットマネジメント

京都市内の舗装に関するデータを蓄積し、ライフサイクルコストを考慮した効果的、かつ、計画的な舗装の維持管理を実施するため、最適維持管理手法（アセットマネジメント）の考え方に基づく取組を進めている。

(6) 通学路の安全対策

平成 24 年 5 月に、頻発する悲惨な交通事故を受け、全市立小学校 170 校の通学路について緊急に点検を実施。その結果を基に課題箇所を抽出し、対策が必要な箇所について関係機関と連携しながら、平成 25 年 5 月までに緊急対策を完了した。

また、「土木事務所・警察署道路交通連絡会議」で対策個所の選定や検討を行い、土木事務所・警察署、教育委員会、地域や各区役所の連携のもと、生活道路全般の交通安全対策に取り組んでいる。

(7) その他道路付属物維持管理

円滑な道路交通の確保のため、共同溝、トンネル及び道路情報管理施設の維持管理を行っている。

2 交通安全施設等整備事業 ※1

交通事故の防止を目的に、「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に基づき歩行者の安全確保のための交通安全施設の整備拡充を図っている。

具体的には、交通安全対策特別交付金により、歩道等の整備、交差点改良、道路標識や防護柵、道路照明灯等の道路附属物の設置を行っている。

3 路面復旧受託工事 ※1

NTT、大阪ガス、関西電力、上下水道局等の企業者が行う、地下埋設物（電らん、ガス管、上下水道管）の設置又は修繕のため掘削した道路の復旧工事は企業者によって行っているが、道路の構造を保全するために必要な場合や、同時に他工事を実施する場合は、本市が企業者から委託を受けて施行している。

なお、交通に支障のないよう埋設工事完了後は、直ちに仮復旧を行っているが、復旧については、必要な養生期間を置いた後、施行している。

4 舗装新設 ※1

(1) 概要

市民の暮らしと密接な関係がある、いわゆる生活道路整備の重点政策の一つとして、年々舗装新設工事を進めてきた結果、市内の主要な道路の大部分が舗装化されており、今後も引き続き周辺地等の整備を進める。

(2) 事業費の推移

年度	件数	延長 (m)	面積 (㎡)	事業費 (千円)
21	2	261	912	4,661
22	2	258	878	3,176
23	3	400	1,188	5,073
24	4	283	959	3,997
25	0	-	-	-

※地元との協議により、計画を見直し、平成26年度の実施とした。

5 私道整備助成 ※2

(1) 概要

道路は、市民生活を支える基盤であり、効率的かつ効果的に維持補修し、適切に管理していく必要がある。

市内には公共性のある私道が多数存在しており、市民生活にとって不可欠なものであるため、私道の整備に対し、地元所有者だけの負担に帰すことなく、その費用の一部を助成すべく、昭和46年度から助成制度を発足させた。

(2) 舗装の新設工事

助成を受けられる「私道」は次の要件をすべて備えていることが必要である。

ア 現に一般交通の用に供されていること。

イ 幅員が1.5メートル以上あること、又は幅員が1.5メートル未満で市長が特別の事情があると認めるものであること。（幅員には側溝の幅も含む。）

ウ 建設完了後、3年以上経過していること。

※ 袋路の場合は、家屋が5軒以上隣接し、かつ5世帯以上居住され、利用されていること。

(3) 舗装の補修工事

助成を受けられる「私道」は次の要件をすべて備えていることが必要である。

ア 現に一般交通の用に供されていること。

イ 幅員が1.5メートル以上あること、又は幅員が1.5メートル未満で市長が特別の事情があると認めるものであること。（幅員には側溝の幅も含む。）

ウ 前回の舗装工事後 9 年以上経過していること又は前回の舗装工事後の年数が 9 年未満で市長が特別の事情があると認めるものであること。

エ 補修工事(全面打換え又は部分打換えを要するものに限る。)に係る部分の延べ面積が 50 平方メートル以上のものであること。

※ 袋路の場合は、家屋が 5 軒以上隣接し、かつ 5 世帯以上居住され、利用されていること。

(4) 排水施設（L 型街渠）の新設・補修工事

助成を受けられる「私道」は、舗装の新設工事・舗装の補修工事に付帯して行う排水施設（L 型街渠）の新設又は補修工事であること。

なお、(2)～(4)の各助成の申請は、各土木事務所で受け付け、本年度の受付期間は 5 月 12 日～8 月 29 日である。

(5) 私道整備助成の実績

舗装の新設工事	年度	件数	延長 (m)	面積 (㎡)	助成額 (千円)
	21	4	135	298	477
	22	1	37	85	235
	23	2	168	356	933
	24	5	240	726	2,190
	25	7	286	715	2,243

＊ 助成額：標準工事費の 3/4

(平成 10 年度までは 2/3，平成 11 年度～平成 21 年度まで 1/2)

舗装の補修工事	年度	件数	延長 (m)	面積 (㎡)	助成額 (千円)
	21	4	227	417	780
	22	6	612	1,854	9,393
	23	5	271	805	4,783
	24	5	404	1,411	7,574
	25	9	460	1,701	6,431

＊ 助成額：標準工事費の 3/4

(平成 9 年度までは 2/3，平成 10 年度～平成 21 年度まで 1/2)

L 型街渠	年度	新設・補修	件数	延長 (m)	助成額 (千円)
	23	新設	0	0	0
		補修	2	262	1,314
	24	新設	0	0	0
		補修	4	314	2,856
	25	新設	2	38	293
		補修	3	86	806

＊ 助成額：標準工事費の 3/4

(6) 私道における安全確保施設整備

公共性の高い私道において、安全性を向上させるため、自治会等からの要望に基づき、安全確保施設（カーブミラー，転落防止柵，区画線（路側の白線））を整備している。

6 災害復旧事業

暴風、豪雨、洪水、地震及び雪崩等の異常な自然現象により、公共土木施設（道路、河川等）が被災した場合、①国庫補助を活用し、②市民生活等への影響を最小限に食い止めるため緊急対策を含めて災害復旧事業を実施している。

災害復旧事業実績（全体）					（単位 千円）
年 度	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5
発生件数	1	1 7 2	5 2	1 3 8	6 8 9
決算額	19, 283	602, 864	92, 432	535, 123	193, 266

7 水防事務組合

伏見区南部（桂川・宇治川合流点周辺）の水防活動に当たる2つの水防事務組合に関する業務を行う。

(1) 澁川右岸水防事務組合

構成市町 京都市・八幡市・久御山町

所属水防団 竹田，下鳥羽，横大路，納所・向島，淀・久御山・八幡の5団

水防団人数 3 1 7 名

区域住民数 約3 9，0 0 0 人

(2) 桂川・小畑川水防事務組合

構成市町 京都市・長岡京市・大山崎町

所属水防団 久我，羽束師，淀，長岡京・大山崎の4団

水防団人数 2 6 6 名

区域住民数 約4 1，0 0 0 人

8 小栗栖排水機場周辺浸水被害に係る損害賠償

平成25年9月15日から16日にかけて接近した台風18号による大雨の際、山科川と畑川の合流地点に設置し、日常管理と運転監視を民間事業者に委託している小栗栖排水機場のポンプが一時停止し、周辺地域において、浸水被害が発生した。

浸水被害の原因分析及びポンプの一時停止と浸水被害の因果関係について、学識者で構成する「小栗栖排水機場周辺における浸水被害検証委員会」において検証が行われ、浸水被害については、委託業者職員の人為的な操作ミスによるポンプの一時停止が原因であるとの結果が示された。

この結果を踏まえ、排水機場を管理している本市において、被害者への損害賠償を行っている。

※1 土木管理課で計画・調整・管理を行い、土木事務所が事業(工事)を実施しているもの

※2 土木管理課で計画・調整・管理を行い、土木事務所で受付・工事を実施しているもの

1 「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」の推進

平成23年3月に発生した東日本大震災を目の当たりにして、災害時の避難ルートや緊急車両等の通行確保に向け、橋りょうの耐震補強をスピードアップすることが課題となっている。また、本市が管理する橋りょうは約2,800橋あり、そのうち、建設後50年以上を経過した橋りょうが約3割を占める（20年後には約8割を占める）など、これらの老朽化した橋りょうの修繕を効率的に進めていくことが大きな課題となっている。

そのため、今後の橋りょうの耐震補強及び老朽化修繕を効率的・効果的に推進していくため、橋りょう対策の優先順位を明確化し、平成24年度～平成28年度の5年間に取り組む目標を定めた「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム（第1期プログラム）」を平成23年12月に策定した。5年間（平成28年度まで）の取組目標として、耐震補強については、「重要路線」上の橋りょうなど17橋の対策を完了させ、老朽化修繕については、34橋について対策を完了させることとしている。

平成24年度からプログラムに基づき事業の進捗を図り、優先度の高い51橋すべてについて、対策に着手し、そのうち、10橋の対策が完了（平成25年度末）している。また、橋りょうの現状を把握するとともに、異常及び損傷を早期に発見し、橋りょうを良好な状態に保全するため、本市が管理する全ての橋りょう約2,800橋の点検を実施することとしており、平成25年度末までに約2,500橋実施している。

また、橋りょう健全化に関する取組の市民PRを行うため、「プログラムの取組状況」や「京都の歴史的な橋の紹介」を「京（みやこ）の橋しるべ」として発刊し、ホームページで公表している。

<主な対策事例（平成25年度実績）>

耐震補強（三栖高架橋：落橋防止装置設置など）



老朽化修繕（開花橋：塗装塗替など）



<平成28年度末までに完了させる橋りょうの実施状況（平成25年度末）>

【耐震補強】

区名	橋りょう名	進捗状況
北区・左京区	北大路橋	設計
左京区	徳成橋	設計
左京区	花園橋	設計
左京区・中京区	御池大橋	工事
東山区・南区	九条跨線橋	設計, 工事
東山区・南区	陶化橋	設計
山科区	射庭の上橋	設計
山科区	柳辻橋	工事
右京区	京北橋	設計
右京区	筒江橋	設計
右京区	出口橋	設計
伏見区	納所橋※	完了
伏見区	羽束師橋	工事
伏見区	三栖高架橋	工事
左京区	山端跨線橋	設計
東山区	伏見街道跨線橋	工事
山科区	大石道跨線橋	設計

※納所橋は設計を行った結果、耐震性能を満足していることが確認できたため、工事を行わずに完了としている。

【老朽化修繕】

区名	橋りょう名	進捗状況
北区	中の町橋	設計
左京区	大鷲3号橋	設計
左京区	開花橋	完了
左京区	川岸橋	設計
左京区	熊野橋	設計
左京区	光砥口橋	完了
左京区	御所谷橋	完了
左京区	地藏寺橋	工事
左京区	蛸谷橋	設計
左京区	戸寺橋	完了
中京区	三条橋	設計
中京区	高瀬川御池橋	完了
中京区・左京区	二条大橋	設計
東山区	菊屋橋	設計
山科区	四ノ宮高架橋	完了
山科区	高岩橋	完了
山科区	天神橋	完了
山科区	柳辻3号橋	設計
南区	上鳥羽橋	工事
右京区	堂の橋	設計
右京区	細野谷橋	設計
右京区	宮ノ辻橋	設計
右京区	一(無名)	設計
右京区	八幡橋	設計
伏見区	池田橋	完了
伏見区	越前橋	設計
伏見区	景勝橋	設計
南区・伏見区	京川橋	工事
伏見区	師団橋	設計
伏見区	砂川橋	設計
伏見区	丹波橋	設計
伏見区	土橋	設計
伏見区	蓬莱橋	設計
伏見区	南真幡木五号橋	設計

<京（みやこ）の橋しるべ>



 京の橋しるべ

創刊号！！
(平成25年8月号)

◆橋の健全化に向けて

近年の中央自動車道の橋脚トンネルの崩壊や道路の陥没、橋脚の倒壊、トンネル周辺のインフラの老朽化と橋の老朽化が顕著化しています。特に地中トンネルのトンネルの老朽化は、老朽化が進行した場合、崩壊の危険性を高めることが、長期間にわたる冠水などの被害により、周辺住民の生活にも大きな影響を及ぼします。

また、平成25年度は、京都府の主要幹線道路の主要橋脚の点検・点検結果に基づき、道路の老朽化を防止するための対策を実施します。

京都府では、平成25年12月に策定した「みやこを守る 橋りょう健全化プログラム」に基づき、橋りょうの健全化を図る「耐震補強」と「老朽化修繕」を重点的に実施し、将来的に安全な橋りょうの維持・管理に努めます。

「耐震補強」・・・地震発生時に崩壊の危険性を減らし、倒壊を防ぐための対策です。

「老朽化修繕」・・・老朽化した橋りょうの老朽化を防止するための対策です。

◆「みやこを守る 橋りょう健全化プログラム」の概要

- 「みやこを守る」の橋りょうは、国土交通省の「みやこを守る」の橋りょうです。
- 「みやこを守る」の橋りょうは、国土交通省の「みやこを守る」の橋りょうです。
- 「みやこを守る」の橋りょうは、国土交通省の「みやこを守る」の橋りょうです。

プログラムのイメージ

※本プログラムは、平成25年度から平成28年度までの4年間の取組目標を定めるためのプログラムです。

※「みやこを守る 橋りょう健全化プログラム」の詳しい内容は、おたふたふが公開しています。
【プログラムの詳しい内容】 http://www.city.yokohama.jp/kougei/2013/03/28/130328_1.htm

2 鳴滝橋（国道１６２号）災害復旧事業の推進

平成２５年９月１６日、台風１８号の影響で弓削川が増水し、国道１６２号上の鳴滝橋（右京区京北下弓削）が落橋した。国道１６２号は京北地域における重要な幹線道路であるとともに災害時の緊急輸送道路に指定されていることから、仮橋により速やかに仮復旧を実施し、１２月２０日に供用開始している。

平成２６年度から新橋建設に着手し、早期に本復旧が完了するよう事業を推進する。

< 仮復旧状況（平成２５年度実績） >



3 叡山電鉄鞍馬線八幡前５号踏切道（岩倉駅東側踏切道）の改良事業の推進

踏切道の改良については、「踏切道の拡幅に係る指針」等に基づき、前後の道路より狭い踏切道を対象に、事業を実施している。

平成２５年度は、新町踏切道（ＪＲ奈良線）の改良事業を実施するとともに、八幡前５号踏切道（叡山電鉄鞍馬線）の改良に係る測量、設計を実施した。平成２６年度も引き続き、八幡前５号踏切道（叡山電鉄鞍馬線）の改良事業を推進する。

< 新町踏切道（ＪＲ奈良線）改良事業（平成２５年度実績） >



土 木 管 理 部 河 川 整 備 課

1 総括

本市は、東、北及び西の三方を山稜に囲まれ、南北に伸びる緩やかな平地に立地しており、山間の急傾斜地では、短時間の降雨でも鉄砲水を発生する危険性をはらむ一方、平地下流部の南部地域においては、勾配が非常に緩やかで流末の放流河川との高低差が少ないため、河川水位の上昇による内水氾濫を発生させやすい地理的条件にある。

また、市内平野部のほとんどが市街地であるのみならず、急速な都市化現象が周辺地域にまで及んでいるため、従前の山地や田畑が有していた保水・遊水機能が減少したことが浸水被害を拡大させる原因の一つになっている。このため、更なる安全性の向上を目指して、今後とも治水対策事業の推進が必要である。

このような状況を踏まえて、河川事業及び下水道事業が連携し、遊水地、雨水調整池、雨水浸透枳等の保水・遊水施設の整備なども含めて、各河川流域における様々な施設・事業を複合的に組み合わせた総合的な治水施策を進める必要がある。

一方、河川は、都市部における水と緑の貴重な共有空間であるという面も有している。地域における総合的なまちづくりの中で、「まちに開かれた水辺、水辺に開かれたまち」を念頭に置き、市民生活にゆとりとうるおいを与える空間として整備していくことが求められている。

このため、「京都市河川整備方針」に基づいて、次の4つの柱を軸に事業を進める。

- (1) 水辺環境の整備 ～親しみやすい水辺空間の創出～
- (2) 一級河川の整備 ～国や京都府と進める川づくり～
- (3) 浸水対策の実施 ～総合的な治水対策の推進～
- (4) 水と共に生きるまちづくり ～みずみずしい都市と暮らしの再生～

河川の現状

(平成25年4月1日現在)

種 別	管 理 者	河川数	延長 (m)
河川法の適用を受けるもの (一級河川)	直轄河川 (国土交通大臣)	5	42,179
	指定区間 (京都府知事) ※ (都市基盤河川改修事業施行対象区間)	53 (18)	318,270 (29,275)
河川法を準用するもの (準用河川)	京 都 市 長	31	49,993
河川法の適用を受けないもの (普通河川)	京 都 市 長	291	438,512
計		380	848,954

※一級河川の指定区間の延長については、桂川、小畑川等京都市以外の延長を含む。

2 京都市河川整備方針

本市では、昭和41年以来、10次にわたり「治水五箇年計画」を策定し、治水事業を進めており、その結果、全市的な治水安全度は一定高まったが、経済情勢が変化し、本市の財政状況も厳しいものとなったため、選択と集中による重点的・効率的な治水事業の推進が必要とされている。

そこで、「第10次治水五箇年計画」が平成23年度で終了したことを契機に、より重点的・効率的に治水事業を推進するとともに、市民との協働による川づくり・水辺づくりを進めるため、平成24年3月に、新たな「京都市河川整備方針」を策定した。

(1) 背景・目的

これまで京都の人々は、京都独自の方法で、川や水辺を自分たちの生活に取り入れ、京の水辺の文化を育んできたが、一方で、度重なる水害に苦しめられてきた。

さらに、昨今、自然環境の変化、高齢化・少子化、地域主権時代の到来や厳しい財政状況など、社会情勢、経済情勢が変化してきている。

このような背景の中、これからの京都の川づくり・水辺づくりは、明確な方針をもって進める必要があり、「京都市河川整備方針」を策定することとした。

(2) これからの川づくり・水辺づくり

これからの川づくり・水辺づくりにおいては、市民の安心・安全の根幹となる治水を前提として、「まちに開かれた水辺、水辺に開かれたまち」へと再構築していくことが重要である。

(3) 実行過程における3つの理念

ア 歴史が導く道標 ～水辺の原風景を知る～

水辺の原形と形成過程を知ること、そして、そのような歴史・文化と治水・利水の在り方、今日の環境の変化などを総合的に理解

イ しなやかな実行と洗練 ～実現を推進する制度と行政～

川からまちへの視野を広げる大きな視点に立った計画づくりや、実行に当たっての市民、企業、事業者及び行政などが連携した継続的な取組

ウ 水辺の品格 ～適正な利用と都市の賑わい創り～

市民、企業、事業者及び行政などの連携及び管理と利用の役割分担の明確化、それに基づく適正利用のルール作り、また、その適切な運営

(4) これからの川づくり・水辺づくりの方針 ～4つの柱～

ア 水辺環境の整備 ～親しみやすい水辺空間の創出～

高瀬川周辺一帯の魅力ある水辺づくり など

イ 一級河川の整備 ～国や京都府と進める川づくり～

旧安祥寺川などの整備

ウ 浸水対策の実施 ～総合的な治水対策の推進～

第二太田川の調整池などの整備

エ 水と共に生きるまちづくり ～みずみずしい都市とくらしの再生～

小学生等を対象とした水に関する勉強会の実施 など

(5) これからの川づくり・水辺づくりの推進体制

ア 市民、企業、事業者及び行政の更なる密接な連携

イ 具体的には、シンポジウムやフォーラム（広場）など、市民が参加しやすい場の設置、

また、それを活用した市民に親しまれる川づくり・水辺づくりの推進
ウ 関係部局の連携による川づくり・水辺づくりのみにとどまらないまちづくりの推進
エ 本方針については、市民、水に関わる企業、学識経験者及び行政からなる組織を設立し、
皆様の御意見をいただき、見直ししながら進化を図る。

3 「京都市水共生プラン」の推進

(1) 「京都市水共生プラン」（平成16年3月策定）の基本方針

- ① 流域全体を見据えた治水対策
- ② 良好な水環境の実現
- ③ 健全な水循環系の回復
- ④ ゆたかな水文化の創造
- ⑤ 雨水の利用

(2) 趣旨

現在、本市では河川事業と下水道事業が連携して浸水対策を進めている。

今後、全庁的な取組により雨水貯留や雨水浸透を積極的に推進し、治水安全度を一層向上させるとともに、雨水浸透の促進による都市内の水循環系の改善を図り、ヒートアイランド現象の緩和や地下水量の回復による河川の平常流量の増加、水質の改善を目指す。

さらに、雨水貯留水の利用促進により、環境への負担の少ない持続可能なまちづくりを進めるとともに、災害時の防災用水としての活用を目指す。

平成15年3月に京都を中心として第3回世界水フォーラムが開催されたことを踏まえ、本プランを市民・事業者・NPO等と連携した京都市の水に関する継続的な取組として位置付ける。

4 都市基盤河川改修事業

(1) 都市基盤河川改修事業制度

河川法では、法河川（一級河川、二級河川）の維持管理は、国土交通省及び都道府県が行うこととされている。しかし、開発の著しい都市周辺部の浸水被害等に対処するためには、まちづくりに係る他事業との関連を踏まえたよりきめ細かい治水対策を実施する必要があることから、本市では、昭和45年以来、都市小河川改修費補助制度を活用し、府知事からの委任に基づいて、河川改修事業を実施してきた。昭和62年には、河川法の一部が改正され、市町村長も一級・二級河川の指定区間（公示区間）について、河川工事又は維持の権限を代行できることとされた。

本市が実施している都市基盤河川改修事業には、本来から一級河川であったものと、普通河川であったものを早期改修の実現に向けて、法河川に格上げして都市基盤河川改修事業制度の適用を受けるようにしたものがある。

都市基盤河川改修事業実施要件

- ① 対象となる河川は、東京都区部、若しくは人口5万人以上の市で、指定区間内の一級河川・二級河川
- ② 改修事業の費用は、都道府県が3分の1を補助する当該市に対して国も3分の1を補助する。

(2) 実施事業

本市では、現在、9河川の指定区間のうちの工事告示区間の改修工事に取り組んでいる。

(3) 主な都市基盤河川改修事業

ア 有栖川

平成11年度に流域の学区住民、学校及び行政による「有栖川を考える会」が発足し、有栖川のあるべき姿についての検討等を行ってきた。

平成13年度からは、沿線や地域住民の参加による「有栖川を考える会 川づくり検討会」を開催し、そこでの意見やアイデアを盛り込んだ改修計画を策定し、整備を実施している。

河川改修としては、構口橋と南梅津橋の中間地点まで実施してきており、引き続き上流に向かって改修を進めていく。

イ 旧安祥寺川

本川は、山科盆地の西部に位置し、準用河川岡川や一級河川西野山川等を集めて山科川へ注いでいる。流域内の平地部は著しく市街化しており、特に、JR東海道本線と交差する既設水路が治水上のネック部となり、近年、度々浸水が発生している。このため、JR北側に捷水路を設け、JR交差部の河積拡大を図るとともに、準用河川岡川を捷水路と合流させることにより、岡川合流点付近の浸水対策に寄与する計画の策定を行ってきた。

全工事を2期に分け、第1期工事は、下流完成部分から岡川合流部までの区間（JR東海道本線横断部）をJR委託工事として、第2期工事においては、鉄道近接部の岡川合流部から三条通付近までのシールド区間及び沈砂池の施工を本市施工として実施する。

平成21年度にJR西日本と工事委託契約を締結し、平成22年度から工事用進入路及びJR横断部の工事に着手している。平成26年度も引き続き工事を実施し、第1期工事を完了させる。

ウ 善峰川

本川は、大阪と京都の府界である釈迦岳に源流を発し、大原野を経て、洛西ニュータウン南で一級河川小畑川に合流する。丘陵地帯を自然流下していたことから、屈曲蛇行区間が多く、流水断面も不足しており、洪水流量の疎通を阻害しているため、河積拡大に併せて、法線を直線化して疎通能力の向上を図っている。

平成24年度は、長岡橋の上流の小塩川合流部付近の工事を実施した。

エ 新川

本川は、桂川右岸流域に位置し、田畑や宅地の排水を集め、上久世で桂川に合流している。都市化の影響による出水量の増大が著しく、流下能力向上のため河積の拡大を行っている。

平成26年度も引き続き上流に向かって改修を進めていく。

また、河川事業に連携して、流域内で下水道事業による雨水幹線の整備が進められている。

オ 西羽束師川

西羽束師川は、本川と支川があり流域全体として排水能力が低く、都市化の影響が著しい流域である。そのため、本川については昭和46年から河川改修を実施し平成15年に暫定改修が完了した。

支川については、平成23年度までに野神橋までの改修を実施し、引き続き上流部の改

修を進めていく。

西羽東師川流域においては、流域の河川及び下水施設等を総合的に検討した西羽東師川流域総合治水計画に基づき河川改修等を進めているが、市街化の進展や昨今の逼迫する財政から総合治水計画の実現には今後も時間を要することが予想されるため、平成26年度においては、現況と将来計画に関するデータの更新を行い、効率的で効果的な治水対策について検討を行う。

カ 七瀬川

新門丈橋から下流部においては、まちづくりの一環として、平成20年度までに二層式河川として整備を行った。

今後最上流部においては、洪水時に一時的に水を貯留することで全川的に治水安全度を高めるために遊水地の整備を行う。

平成25年度末時点 都市基盤河川別整備進捗状況（単位：m）

河川名		改修計画延長 A	改修済延長 B	未改修延長 A－B	整備率 (B/A) %
西高瀬川	西高瀬川	3,200	1,468	1,732	45.9
	有栖川	2,200	437	1,763	19.9
旧安祥寺川		4,838	3,445	1,393	71.2
善 峰 川		2,700	1,625	1,075	60.2
新 川		2,200	1,876	324	85.3
西羽東師川	本川	3,800	3,800	0	100.0
	支川	2,000	460	1,540	23.0
七 瀬 川		2,880	950	1,930	33.0
白 川		9,448	4,250	5,198	45.0
西野山川	本川	768	647	121	84.2
	支川	427	310	117	72.6
岩 倉 川	岩倉川	2,320	270	2,050	11.6
	長代川	1,300	1300	0	100.0
東高瀬川		2,900	1,800	1,100	62.1
計		40,981	22,638	18,343	55.2

（注）改修済延長には京都府施工分を含む。

5 水辺環境整備事業

(1) 概要

都心部において、河川空間は、まちの良好な自然景観を形成し、市民の安らぎの場として、貴重な役割を果たしており、まちづくりと一体的に水辺環境の整備や浄化対策を図っていくことが、社会的な要請となっている。

平成9年5月に河川法が改正され、河川管理の目的に、従来からの「治水」、「利水」の二つに加えて、「河川環境の整備と保全」が位置付けられた。

さらに、近年は、河川の形態、修景及び親水といった水辺環境のみならず、河川等の水質の保全と平常時の流量の確保が大きな課題となっており、水系全体の水環境の改善のための

施策が望まれている。

そのため、国及び府とも連携し、市民とのパートナーシップの下、水系の水環境の改善を目指した河川環境整備事業を進める。

(2) 堀川水辺環境整備事業

堀川に清流を復活させ、市民が親しめる水辺環境として整備するため、平成11年6月の京（みやこ）の川再生検討委員会（平成10年度に京都府と連携して発足）からの提言に基づき、堀川水辺整備の方向性や施行方法等の技術的な検討を行ってきた。平成12、13年度は市民とのパートナーシップに基づき、ワークショップを実施し、平成14年3月に整備構想を策定した。その後、現地測量や基本設計等を経て平成16年度から工事に着手し、平成21年3月に整備事業が完了するとともに、堀川に清流が復活した。



清流が復活した堀川

(3) 高瀬川再生プロジェクト

高瀬川は、平成26年（西暦2014年）に開削400年を迎えるが、近年、護岸の老朽化や水枯れの発生から良好な水辺空間の維持が困難な状況になりつつあることから、平成22年から高瀬川再生プロジェクトに取り組んでいる。

高瀬川再生プロジェクトは、河川改修のみならず、沿川における他事業や地域との連携も含め、周辺一帯の魅力ある水辺づくりを目指すものである。

平成22年度は、流量観測、漏水箇所等の調査を行い、その結果に基づき、劣化、損傷が著しい一之船入付近から五条通までの水枯れ対策について検討を行った。

平成23年度は、検討結果を踏まえ、一之船入付近から四条通までの設計を実施した。また、まちづくりと一体となった整備に向けて、「銅駝高瀬川フォーラム」を銅駝高瀬川保勝会と合同で開催した。

平成24年度は、一之船入付近から御池通までの改修工事を実施した。

平成25年度は、御池通から三条通までの改修工事と「立誠高瀬川フォーラム」を立誠高瀬川保勝会と合同で開催した。

平成26年度は、三条通から車屋橋までの改修工事を行う。また、地域主体の高瀬川開削400周年イベントなど、中京区役所や産業観光局と連携し、更なるPRに取り組んでいく。

改修前



改修後



銅駝高瀬川フォーラムの様子



6 「普通河川整備プログラム」に基づく対策の推進

(1) 概要

近年、頻発して発生している局地的集中豪雨及び平成24年8月に宇治市等で大規模な被害が発生したことを受け、過去に浸水履歴のある普通河川8河川に対し、河川の特性を踏まえた整備プログラムを平成25年10月に策定した。この整備プログラムに基づき、早期に対策可能な河川について、平成26年度から事業に着手し、対策に時間を要する河川についても、河川ごとの特性に応じた中長期対策を検討する。

(2) 普通河川整備プログラムの概要

ア 対象河川

泉川、竹田川、奥殿川、西ノ川、宇多川支川、千代原川、谷田川、荒木川

イ 治水安全度調査

現地調査、測量作業、流下能力検討、治水台帳の作成を行い、治水安全度を評価

ウ 整備プログラムの策定

調査結果をもとに、4つの項目（「沿川の浸水履歴」、「浸水被害の影響」、「治水安全度達成率」、「事業効果の発現時期」）から整備優先度を判定し、河川の特性を踏まえ、整備

方針を3つのグループに分類

グループ	整備方針	対象河川
グループA	- すべての判定項目について、整備優先度が高い河川 - それぞれの河川の特性を踏まえ、着実に河川改修の実施を図る。	竹田川 奥殿川
グループB	- 事業効果の発現に時間を要するが治水安全度達成率が低く、整備を推進すべき河川 - 河川改修だけでなく、貯留施設やバイパス水路の設置を組み合わせた治水対策の実施を図る。	泉川 西ノ川 千代原川
グループC	- 治水安全度達成率が高く、局所的な対策で事業効果が発現する河川 - 護岸のかさ上げや河床の段差解消を実施する。	宇多川支川 荒木川 谷田川

7 「雨に強いまちづくり」の推進

「雨に強いまちづくり」は、行政の縦割りを排し、市民目線で政策を融合させ、より効果的で無駄のないものとするための融合モデルの一つである。

平成22年4月に「雨に強いまちづくり推進計画」を策定し、行財政局、産業観光局、建設局、区役所・支所、消防局及び上下水道局が連携を図り、地域特性に応じた効果的・効率的な対策を進めている。

近年頻発する集中豪雨や平成25年9月の台風18号の大雨による浸水被害などを受け、平成26年3月には、各局の役割分担を明瞭にし、対策のスピードアップを図るため、副市長をトップとした京都市「雨に強いまちづくり」推進本部を設置し、これまで取り組んできたワーキンググループ会議、地区別検討会による実務者レベルの取組に加え、京都市「雨に強いまちづくり」推進本部幹事会において、「雨に強いまちづくり」推進計画の行動（実施）計画策定に向けた検討等を進めていく。

8 排水機場の管理

多くの都市基盤河川、都市下水道、普通河川及び幹線排水路の流末に位置する市内南部地域は、勾配が非常に緩やかで流末の宇治川や桂川との高低差が少ないため、自然排水が困難で、大規模な降雨があった場合には、甚大な浸水被害を受けやすい低湿地帯が多い。

南区や伏見区内のこれらの地域では、出水時に放流河川（本川）からの逆流を防止し、内水やたん水を強制排水する必要があるため、排水機場の建設を進めてきた。現在、34箇所の排水機場においては、老朽設備の改修を含め、非常時等に的確に対処できるよう維持管理している。

平成26年度は、平成25年9月の台風18号による大雨時に小栗栖排水機場において、委託業者職員の人為的な操作ミスによりポンプが停止し、周辺地域に浸水被害を発生させてしまったことから、排水機場の管理体制の強化を図るため、主要10排水機場において、運転情報の常時監視を一元的に行える集中監視システムの導入を目指し、設計を行っている。

また、都市化の進行に伴う各排水機場の担当水路への流入水量の変化に伴い、排水機場に要求される能力が建設当時と比べて変化していると考えられ、その確認を行うために、主要10排水機場の機能調査を予定している。

(参考) 京都市内の一級河川

	河川名	管理者	河川改修事業主体		機能管理者	
			(費用負担)		(費用負担)	
直轄 区間	木津川	国	国	国(約2/3)、府(約1/3)	国	全額国
	淀川	国	国	国(約2/3)、府(約1/3)	国	全額国
指定 区間 直轄 区間 を含む 河川	桂川	国	国	国(約2/3)、府(約1/3)	国	全額国
		府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	山科川	国	国	国(約2/3)、府(約1/3)	国	全額国
		府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	東高瀬川 ※一部都市基盤河川	国	国	国(約2/3)、府(約1/3)	国	全額国
		府	府	国府(各1/2)	府	全額府
指定 区間		府	市	国府市(各1/3)	府市	未着手区間:全額府 事業中・完了区間:府市(各1/2)
	明石川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	安祥寺川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	宇治川派流	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	宇多川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	小塩川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	音羽川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	小畑川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	御室川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	片波川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	鴨川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	貴船川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	清滝川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	久多川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	熊田川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	鞍馬川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	濠川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	静原川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	四ノ宮川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	高野川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	田原川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	知谷川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	筒江川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	能見川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	灰屋川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	針畑川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	藤尾川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	古川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	別所川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	細野川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	三明谷川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	室谷川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	室地川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
	弓削川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
指定 区間の うち 一部 都市 基盤 河川 を含む 河川 (①)	有栖川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
		府	市	国府市(各1/3)	府市	未着手区間:全額府 事業中・完了区間:府市(各1/2)
	旧安祥寺川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
		府	市	国府市(各1/3)	府市	未着手区間:全額府 事業中・完了区間:府市(各1/2)
	白川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
		府	市	国府市(各1/3)	府市	未着手区間:全額府 事業中・完了区間:府市(各1/2)
	白川放水路	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
		府	市	国府市(各1/3)	府市	未着手区間:全額府 事業中・完了区間:府市(各1/2)
	長代川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
		府	市	国府市(各1/3)	府市	未着手区間:全額府 事業中・完了区間:府市(各1/2)
	岩倉川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
		府	市	国府市(各1/3)	府市	未着手区間:全額府 事業中・完了区間:府市(各1/2)
	天神川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
		府	市	国府市(各1/3)	市	全額市
	七瀬川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
		府	市	国府市(各1/3)	府市	未着手区間:全額府 事業中・完了区間:府市(各1/2)
	西高瀬川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
		府	市	国府市(各1/3)	府市	未着手区間:全額府 事業中・完了区間:府市(各1/2)
	善峰川	府	府	国府(各1/2)	府	全額府
		府	市	国府市(各1/3)	府市	未着手区間:全額府 事業中・完了区間:府市(各1/2)
(②) 都市 基盤 河川	合場川	府	市	国府市(各1/3)	市	全額市
	新川	府	市	国府市(各1/3)	市	全額市
	瀬戸川	府	市	国府市(各1/3)	市	全額市
	西野山川	府	市	国府市(各1/3)	市	全額市
	西野山川支川	府	市	国府市(各1/3)	市	全額市
	西羽東師川	府	市	国府市(各1/3)	市	全額市
	西羽東師川支川	府	市	国府市(各1/3)	市	全額市

■:京都市が事業を行っている都市基盤河川(18河川)

京都市内の都市基盤河川は、河川法第9条第2項における都道府県知事管理である指定区間のうち、都市周辺部における治水対策のため、府に代わり工事をやってきた一級河川(①:元一級河川と呼ぶ)と、昭和45年度に創設された都市小河川改修費補助制度に基づき、普通河川を格上げし、補助対象としている一級河川(②:昇格一級河川と呼ぶ)がある。

土 木 管 理 部 道 路 河 川 管 理 課

1 道路の占用

道路は、本来、人や車等の交通の用に供されるものであるが、そのほかに都市生活を営むうえで欠くことのできない上下水道、ガス及び電話施設が埋設され、電柱等の設置も行われている。これらの施設の設置は、道路本来の機能を損なわない範囲で認められるべき性格のものである。

道路占用許可とは、道路管理権に基づいて、道路に一定の施設を設けるとともに継続的に使用する権利を設定し、これを一種の公権として保護するものである。道路占用をしようとする者は、占用する物件、目的、期間及び場所等を明らかにして道路管理者に許可を申請しなければならない。申請を受理した道路管理者は、当該申請内容が適法であるかどうかを審査して、許可又は不許可の処分をすることとなる。

主な道路占用許可状況

区別 \ 年度		21	22	23	24	25
電 柱	関 西 電 力	83,648 本	83,431	83,839	83,930	84,090
	N T T	47,059 本	47,129	47,101	46,982	46,924
管 路	関 西 電 力	1,512,489m	1,510,676	1,522,759	1,523,609	1,531,167
	大 阪 ガ ス	2,773,487m	2,760,086	2,784,242	2,791,345	2,800,448
	N T T	5,569,573m	5,549,857	5,576,797	5,581,741	5,585,293
人 孔	関 西 電 力	37,325 m ²	37,402	37,374	37,376	37,407
	大 阪 ガ ス	2,706 m ²	2,703	2,722	2,716	2,705
	N T T	57,534 m ²	57,652	57,538	57,547	57,528
線 類 等 (架 空 線 類)		5,213m	5,529	5,365	5,246	5,342
埋 設 管		17,144m	17,388	18,405	18,386	18,730
ア ー ケ ード		46,957 m ²	46,957	46,788	46,788	46,304
日 よ け		6,642 m ²	6,277	5,644	5,357	5,047
上 空 ・ 地 下 通 路		1,389 m ²	1,469	1,469	1,469	2,367
看 板		18,153 m ²	17,594	16,798	15,598	14,315
標 識		1,305 本	1,328	1,304	1,307	1,307
高 架 下 倉 庫		1,656 m ²	1,656	1,688	1,698	2,473
囲 い 込 み		2,837 m ²	2,682	2,675	2,675	2,653
都 市 型 C A T V		1,016,561m	1,146,764	1,215,801	1,390,224	1,520,974
認 定 電 気 通 信 事 業		2,478,260m	2,612,492	2,772,201	2,832,968	2,918,697
短 期 占 用 分		733 件	857	850	930	1,101

(注) 占用料免除分は含まない(アーケードを除く。)

道路占用料収入状況

(単位 千円)

区別 \ 年度	21	22	23	24	25
占 用 料 収 入 額	3,000,088	2,993,834	3,041,578	3,142,259	3,164,256

2 道路工事調整会

道路占用工事と道路工事による道路交通の障害、不経済な道路の掘返し及び公衆災害を防止することを目的とし、電話、電気、ガス及び上下水道の各企業者、道路工事関係者、警察、消防等の関係機関が共同して、年4回の道路工事調整会を開催している。

調整会では、その目的達成のため、原則として3年以上の掘返し規制期間を定めるほか、同一箇所には2つ以上の工事が重複する場合には、その工法工期の合理的調整を行うとともに、各工事施行者に対して、長期的な展望に立った工事計画及び安全対策の確立を指導している。

また、年末年始、観光シーズン、祇園祭及び年度末の期間には、幹線道路等特定の路線について、特に工事規制期間を設けている。

3 アーケード連絡協議会

アーケードの設置については、防火上、交通上及び衛生上の弊害を伴うものであることから極力抑制する方針としており、建設局（土木管理部道路河川管理課、土木事務所）、都市計画局（建築指導部建築指導課、同建築審査課、屋外広告物適正化推進室、都市景観部景観政策課）、産業観光局（商工部商業振興課）、消防局及び警察で構成するアーケード連絡協議会を開催し、アーケードの設置及び改修を審査している。

4 「道路ふれあい月間」運動 ―8月10日は「道の日」―

「道の日」は、道路の意義及び重要性に対する国民の関心を高めるために、国において、8月10日に制定された。

「道路ふれあい月間」運動は、毎年8月を「道路ふれあい月間」とし、道路環境を積極的に整備するとともに、道路の正しい利用と道路愛護の精神の周知徹底を図り、道路を常に広く、美しく、安全に使用する気運を高めることを目的として、国土交通省の呼び掛けにより全国的に実施しているもので、本市においても市民に対する種々の啓発活動等に取り組んでいる。

平成25年度推進標語 「ゆずり合い せまい道路も 広くなる」

【主な取組内容】

(1) 三色パトロール及び街頭啓発活動

警察、消防、及び道路管理者が合同で各管轄内の道路の状況をパトロールする。

同時に、商店街など市内各所で啓発用のポケットティッシュを配布し、道路の正しい利用について啓発活動を行っている。

(2) 企業者合同パトロール、道路工事安全講習会

道路管理者と電話、電気、ガス及び上下水道の各企業者が合同で工事箇所をパトロールし、道路復旧状況等の点検を行う。また、道路工事に関する安全講習会を実施し、事故の発生防止と安全意識の高揚を図っている。

5 道路監察

道路法では、道路管理者は道路を常時良好な状態に保つように維持及び修繕し、一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない（第42条）、道路法に違反する行為に対しては、必要な措置を命ずることができる（第71条）とされている。また、この権限及び義務を代行させるため道路管理者は道路監理員を任命できるものとされている（第71条第4項）。

本市においても、各土木事務所に道路監理員を配置し、道路パトロールを実施することにより、違法行為等の改善指導及び取締りを行っている。

【道路監察の主要な業務】

- (1) 道路損傷及び汚損行為の改善指導
- (2) 道路不法占用及び不正使用行為の改善指導（看板、商品突出、放置車両、放置自転車等）
- (3) 道路の自然破損箇所の発見と措置
- (4) 道路工事現場の交通障害の発生防止並びに施行方法及び安全対策の指導
- (5) 道路に支障を及ぼす沿道の建築工事の指導

6 看板等路上物件適正化事業

道路の不法占用物件の大半を占める置看板、商品突出、上空看板及び日よけ等は、市内至る所にあり、数量も膨大である。

このため、商業活動に起因するこれらの不法占用物件について、商店街や関係業者を中心に道路の正しい利用を呼び掛けるとともに、市内全域の実態調査を実施している。その結果に基づき、占用が認められる上空看板及び日よけについて、占用許可基準に適合するものは許可申請を行うよう、適合しないものは改善又は撤去するよう、文書又は訪問により指導している。

また、置看板及び商品突出等の占用が認められない物件については、撤去又は民地内へ収容するよう指導して、路上物件の適正化を図っている。

平成 25 年度巡回指導件数

訪問事業所数 19,315 件	物件種別	申請指導	改善指導
	上空看板	580	139
	日 よ け	11	2,046
	置 看 板	—	574
	商品突出	—	137
	計	591	2,896

平成 25 年度物件数・許可件数

		平成 24 年度末 物件数	平成 25 年度中増減		平成 25 年度末	
			新 設	撤去・収容	物件数	許可件数
上空看板	適 合	17,243	300	1,104	16,439	8,839
	不適合	2,765	92	280	2,577	—
日よけ	適 合	2,177	△65	89	2,023	1,820
	不適合	7,604	162	291	7,475	—
計		29,789	489	1,764	28,514	10,659

※ 平成 20 年度から、日よけのうち固定式日よけを、適合物件から不適合物件に分類変更している。

※ 日よけの新設が（△）マイナスとなっているのは、固定式日よけ等の物件を適合から不適合に分類を変更したため。

7 河川及び水路等の占用

特定の者が一定の目的で河川敷や水路敷を独占的に使用しようとする場合（自分の家や店に通じる橋を架けたり、河川敷を利用して工事をしたりする場合）には、河川や水路等を安全に管理しておくために、河川・水路等の管理者による「占用許可」が必要となる。本市が管理する河川・水路等（農業用水路等を除く。）について、河川法及び京都市水路等管理条例に基づき、占用等の許可処分を行っている。

【許可件数（平成26年3月31日現在）】

	件数	内 訳			
		京都市等	国等	三企業分	個人・法人
従来市有水路	372	87	12	138	135
準用河川	149	74	7	41	27
旧国有水路敷	4,799	1,749	120	1,141	1,789
総件数	5,320	1,910	139	1,320	1,951

8 不法占用対策

不法占用対策では、占用許可の対象としていない家屋、店舗、物置小屋及び塀などの物件による不法占用を対象にその適正化に向けて取り組んでいる。

不法占用の中には、道路又は水路等と隣接地との境界が明確でない場合や不法占用物件が日常生活の基盤になっている場合もあり、解決の長期化が避けられない状況にある。

不法占用対策に当たっては、まず土木事務所から不法占用者に対して行政指導を行い、自主撤去の履行を促しているが、不履行の場合は法又は条例に基づく監督処分（除却、改善命令又は原状回復命令）を行い、場合によっては「告発」も行う。監督処分を行ってもなお履行されない場合は、土木事務所から道路河川管理課が事務を引き継ぎ、「行政代執行」又は「民事訴訟」等の手続を行っている。

道路、水路等の形態を有さず、将来においても機能の回復を必要としない場合には、当事者からの申請によって路線又は指定を廃止し、道路又は水路敷地を払い下げることにより、解決を図っている。

9 宅地開発等に伴う道路及び排水施設の指導

都市計画法第29条による開発許可申請に先立ち、同法第32条の規定により、開発行為に係るある認定道路、里道及び水路等についての同意を与えるとともに、開発行為又は開発行為に関する工事によって新たに設置される道路及び排水施設の協議を行っている。

工事完了公告後、同法第39条に基づき開発者から道路及び排水施設の引継ぎを受けるとともに、同法第40条の規定に基づいて道路及び水路敷地の帰属を受け、道路については道路法に基づく路線認定、区域決定及び供用開始手続に必要な資料の作成を行い、排水施設については京都市水路等管理条例による水路指定のための資料の作成を行っている。

また、道路管理者及び水路管理者以外の公的機関の事業に関連して、公的機関が自ら行う道路及び水路整備計画について、事前に協議するとともに、承認を与え、工事完了検査後、道路及び水路敷地の帰属を受け、当該道路及び水路を道路法及び条例に基づく施設とするため、一連の法手続に必要な資料作成の指導を行っている。

宅地開発等に伴う都市計画法第32条協議の状況（道路）

年度	協議件数	総延長(m)	帰属面積 (㎡)
21	103	4,080	21,026
22	112	5,449	13,294
23	108	3,378	23,572
24	130	5,806	12,929
25	123	5,443	15,145

10 道路の現状変更

道路に関する工事及び維持については、道路管理者が行うのが原則であるが、道路管理者以外の者でも道路管理者の承認を受ければ道路に関する工事又は維持を行うことができる（道路法第24条）。一般にこのような工事を道路敷一部現状変更工事といい、工事を行おうとする者の申請に基づき、その工事の必要性、設計及び実施計画の合理性並びに道路管理上の支障の有無を総合的に判断し、承認又は不承認の処分を行っている。

承認を行った工事のうち道路区域の変更を伴うものについては、工事完了検査後に道路用地の寄付を受け、道路法に基づく区域変更及び供用開始に必要な資料の作成を行っている。

道路の現状変更申請状況

年度	申請件数	承認件数	区域変更を伴うものの総延長 (m)	道路敷地取得面積 (㎡)
21	645	640	438	538
22	672	668	599	3,606
23	680	675	397	774
24	631	627	898	614
25	664	656	1,226	1,423

11 通行規制に関すること

道路法では、道路管理者は、「道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合」及び「道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合」には、「道路の通行を禁止し、又は制限することができる。」（第46条）と規定している。これに基づき、異常気象時には、一定の通行規制基準による通行規制を行い、情報の提供を行うことにより事故防止に努めている。

異常気象時通行規制区間のうち、主要府道下鴨大津線について、当初連続雨量200ミリを超えた場合に通行規制を行うとしていたが、基準雨量に達するまでに落石・崩土の発生や隣接する滋賀県側区間との基準雨量の差異による通行規制の運用上の支障が生じていたため、「主要府道下鴨大津線異常気象時通行規制基準改定委員会」の審議答申を得て、平成24年7月に基準雨量を130ミリに改定した。

土木管理部道路明示課

1 道路現況

一般的に「道路」といわれているものの中には、国又は地方公共団体が管理する公道と私人が管理する私道とがある（以下において「道路」とあるのは道路法上の道路をいう）。

市域内にある国道、府道及び市道の道路延長は、合わせると約 3,601 km であり、国が直接管理している約 50 km を除く約 3,551 km の道路を本市が管理している。面積にすると約 2,505 ha（橋りょうを含む。）になる。

なお、市域内全道路の舗装率は、97.3%である。

行政区別道路と舗装現況

全市延長: 3,601,307 m

全市面積: 25,046,439 m²

平成25年4月1日現在

区 別	行政区域面積 (km ²) A	全 道 路 (橋りょう含む)		舗 装 道		舗 装 率		道 路 率
		延 長 (m) B	面 積 (m ²) C	延 長 (m) D	面 積 (m ²) E	D/B (%)	E/C (%)	C/A (%)
北	94.92	362,972	2,233,283	306,008	2,143,429	84.3	96.0	2.4
上 京	7.11	107,420	913,834	107,165	911,711	99.8	99.8	12.9
左 京	246.88	535,138	3,523,436	483,714	3,432,248	90.4	97.4	1.4
中 京	7.38	138,002	1,211,075	137,640	1,210,290	99.7	99.9	16.4
東 山	7.46	74,984	673,925	72,477	667,740	96.7	99.1	9.0
山 科	28.78	293,985	1,685,092	236,336	1,594,462	80.4	94.6	5.9
下 京	6.82	119,710	1,210,209	119,553	1,209,869	99.9	100.0	17.7
南	15.78	254,423	2,290,646	252,450	2,283,663	99.2	99.7	14.5
右 京	291.95	669,689	3,983,440	563,789	3,760,181	84.2	94.4	1.4
西 京	59.20	417,469	2,809,598	385,483	2,755,672	92.3	98.1	4.7
伏 見	61.62	627,515	4,511,901	558,164	4,386,344	88.9	97.2	7.3
計	827.90	3,601,307	25,046,439	3,222,779	24,355,609	89.5	97.2	3.0

参考舗装率
 旧市街地(上・中・下)
 周辺地(北・左・東・山・南・右・西・伏)

99.8% 99.9%
 88.3% 96.8%

行政区域面積は、『京都市の推計人口』を採用
 一般国道(指定)の数値は、平成25年4月1日現在の数値である。
 但し、有料区間(京都縦貫自動車道、阪神高速8号京都線)は含まない。

道路改良率・舗装率の現況

改良率〔 延長： 59.8% 舗装率〔 面積： 80.5% 〕 〕				未改良				舗装道				砂利道				中央帯		路線数
道 路 種 別		延長 (m)	%	面積 (㎡)	%	延長 (m)	%	面積 (㎡)	%	延長 (m)	%	面積 (㎡)	%	延長 (m)	%	面積 (㎡)	%	
一般国道(指 定)		50,465	100.0	1,271,314	100.0					50,465	100.0	1,271,314	100.0			36,385	2.9	5
一般国道(指定外)		96,484	84.3	1,020,903	92.0	17,911	15.7	88,385	8.0	114,394	100.0	1,109,288	100.0			7,634	0.7	3
主 要 府 道		130,373	72.9	1,722,709	88.9	48,564	27.1	215,864	11.1	172,810	96.6	1,925,989	99.4	6,127	3.4	12,584	0.6	22
一 般 府 道		157,255	63.2	1,901,350	82.7	91,658	36.8	399,112	17.3	234,855	94.4	2,254,694	98.0	14,058	5.6	45,768	2.0	63
主 要 市 道		44,513	98.4	909,674	99.6	708	1.6	3,344	0.4	45,221	100.0	913,019	100.0			23,760	2.6	8
一 般 市 道		1,627,525	55.8	13,158,937	75.9	1,290,473	44.2	4,179,938	24.1	2,559,655	87.7	16,709,125	96.4	358,343	12.3	629,750	3.6	12,902
小 計		2,106,615	59.2	19,984,887	80.4	1,449,314	40.8	4,886,643	19.6	3,177,400	89.4	24,183,429	97.2	378,528	10.6	688,102	2.8	13,003
一 般 府 道 (自転車・歩行者専用道)		18,697		60,681						18,697		60,681						1
一 般 市 道 (自転車・歩行者専用道)		20,136		86,503						20,136		86,503						147
一 般 市 道 (歩行者専用道)		6,546		27,724						6,546		27,724						47
小 計		45,379		174,908						45,379		174,908						195
合 計		2,151,994		20,159,795		1,449,314		4,886,643		3,222,779		24,358,337		378,528		688,102		13,198

平成25年4月1日現在

注) 舗装道の面積には、歩道(舗装部分)及び中央帯を含む。
一般国道(指定)の数は、平成25年4月1日現在の数値である。
但し、有料区間(京都市間(京都市間、阪神高速8号京東線)は含まない。

平成25年4月1日現在

改良率: 59.8%
面積: 80.5%

延長: 89.5%
舗装率: 97.3%

大 都 市 道 路 比 較 統 計 調 査

平成25年4月1日現在

種別 都市名	行政面積 k㎡	人口 人	人口密度 人/k㎡	道路				路計				橋				トンネル				立体 交差 点 施設 (個)		
				歩道		舗装道		計		道路敷地 面積 ㎡		舗装率 %		永久橋		非永久橋		箇所 数			延長 m	
				延長 m	面積 ㎡	延長 m	面積 ㎡	延長 m	面積 ㎡	延長 m	面積 ㎡	延長 m	面積 ㎡	延長 m	面積 ㎡	延長 m	面積 ㎡	延長 m	面積 ㎡			
東京都	622.99	8,980,768	14,416	14,214	46,682	11,728,966	95,254,207	11,743,180	95,300,889	97,711,622	99.95	15.68	2,084	84,441	1,498,679		36	7,141	218,587	(45)		
札幌市	1,121.12	1,927,371	1,719	34,067	195,371	5,698,303	64,028,092	5,732,370	64,223,463	72,676,828	99.70	6.48	1,360	49,606	678,297	1	7	112	19	87,774	(18)	
仙台市	788.09	1,042,053	1,322	185,323	881,872	3,462,598	28,069,188	3,647,921	28,951,060	42,636,296	96.95	5.41	1,064	21,664	222,195	2	10	15	13	19,083	(6)	
新潟市	726.10	804,581	1,108	1,191,171	4,053,702	5,699,364	41,257,057	6,890,535	45,310,759		91.05		4,184	64,684	638,851	1	75	293	14	3,169	(35)	
さいたま市	217.49	1,241,010	5,706	683,842	3,503,483	3,445,984	19,807,552	4,129,826	23,311,035	23,690,375	84.97	10.89	1,230	18,855	192,176	11	80	294		24,665	(3)	
千葉市	272.08	961,813	3,535	286,391	705,298	3,052,914	23,540,843	3,339,305	24,246,141	25,024,187	97.09	9.20	503	18,589	229,526	2	10	30	4	473	(8)	
相模原市	328.84	718,695	2,186	334,823		2,041,689		2,376,512	13,983,887	15,591,779	4.74		635	18,136		9	108	13	2,113	5,927	(1)	
川崎市	144.35	1,432,374	9,923	246,673	561,193	2,242,913	16,320,817	2,489,586	16,882,010	17,526,761	96.68	12.14	613	13,034	178,886	1	2	1	6	1,544	(2)	
横浜市	435.17	3,693,788	8,488	126,295	410,313	7,555,138	53,418,688	7,681,433	53,828,971	53,828,971	99.24	12.37	1,739	56,820	570,222	5	30	83	39	5,752	(55)	
静岡市	1,411.85	719,188	509	148,646	384,278	3,134,166	22,172,634	3,282,812	22,556,912	24,562,656	98.30	1.74	2,669	55,351	573,639	48	1,168	1,553	43	13,804	(35)	
浜松市	1,558.04	812,762	522	1,176,546	2,969,307	7,318,255	45,528,425	8,494,801	48,497,732	61,153,455	93.88	3.93	5,805	71,259	584,224	89	1,034	1,785	49	15,955	(53)	
京都市	827.90	1,468,649	1,774	378,528	688,102	3,222,779	24,358,336	3,601,307	25,046,438	26,776,365	97.25	3.23	2,767	37,493	383,977	92	606	1,220	19	6,057	(22)	
大阪市	223.00	2,670,701	11,976	254,332	841,497	3,598,768	36,360,753	3,853,100	37,202,250	37,517,131	97.74	16.82	762	47,923	729,356	5	625	1,140	2	320	(4)	
堺市	149.99	841,253	5,609	16,370	51,714	2,058,374	16,902,657	2,074,744	16,954,371	18,277,704	99.69	12.19	636	20,960	292,588	1	2	7	2	83	(15)	
神戸市	552.83	1,538,047	2,782	1,576,774	2,379,149	4,334,588	32,800,352	5,911,362	35,179,501	35,179,501	93.24	6.36	2,070	45,359	535,191	28	185	399	41	22,660	(15)	
岡山市	789.91	701,923	889	1,183,922	2,275,161	5,280,822	30,134,862	6,464,744	32,410,023	37,968,385	92.98	4.81	8,991	65,066	511,924	621	2,313	17,447	16	37,636	(10)	
広島市	905.41	1,182,403	1,306	247,840	627,358	4,075,049	29,738,332	4,322,889	30,365,690	34,522,478	97.93	3.81	2,841	54,332	554,565	47	300	591	29	8,362	(15)	
北九州市	489.56	966,976	1,975	318,620	656,197	3,879,045	31,112,220	4,197,665	31,768,417	33,709,264	97.93	6.89	1,934	35,502	404,875	60	427	2,136	26	7,161	(9)	
福岡市	341.70	1,494,978	4,375	92,036	253,851	3,804,720	28,998,468	3,896,756	29,252,319	31,332,973	99.13	9.17	2,000	28,388	352,265	2	9	54	5	1,681	(4)	
熊本市	389.54	737,294	1,893	296,551	597,903	3,484,154	18,998,837	3,780,705	19,596,740	27,692,533	96.95	7.11	2,907	34,312	340,408	14	114	54	3	834	(1)	
名古屋市	326.43	2,262,176	6,930	154,425	401,501	6,214,699	55,302,130	6,369,124	55,703,631	59,119,984	99.28	18.11	1,032	36,760	663,270	2	29	166			(11)	

(注) 1. 立体横断施設の上段() 裏は内書で、地下横断歩道敷である。

2. 東京都、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、大阪市は平成24年4月1日現在の数値である。

3. 東京都の数値は、23特別区の数値である。

4. 新潟市の道路敷地面積及び道路率は、直轄国道において不明であるため、記載なし。

5. さいたま市、大阪市は国道指定区間を含まない数値である。

6. 相模原市のトンネルは国道指定区間を含まない。

7. 舗装率は舗装道面積の道路面積に対する割合で計算している。

2 道路の開設

道路の開設は、路線の認定及び区域決定並びに供用開始という一連の法手続を経てなされる。

「路線の認定」は、あらかじめ議会（府道は府会，市道は市会）の議決を得て知事又は市長が行う行為であり，この認定行為の次に認定した道路の延長と敷地の幅を定める「区域の決定」を行い，更に「供用開始」の公示をすることにより道路の開設がなされる。

なお，道路がその機能を失い一般の通行の用に供する必要がなくなった場合，又はこれに代わるべき道路が建設された場合は，従前の道路を廃止している。

市道路線の認定・廃止状況

年度	認 定 路 線		廃 止 路 線	
	路線数	延 長 (m)	路線数	延 長 (m)
21	53	6,894.8	25	3,023.3
22	42	5,308.9	9	877.6
23	19	1,940.9	8	362.6
24	28	6,459.5	3	141.6
25	41	10,850.9	17	2,511.6

3 私道の市道認定

本市においては，原則として次の基準すべてに適合して，市道とすることが必要と認められる私道を市道として認定している。

- (1) 道路の敷地は，分筆登記が完了していて，所有者が本市に寄付し，又は法律に基づき本市に帰属するものであること。
- (2) 道路は，不特定多数の人及び車両が通行していること。
- (3) 道路の起点又は終点の一方が道路法による道路に接続し，他方が公道又は学校，公園その他の公共施設に接続していること。
- (4) 道路の幅員は，全線にわたり6 m以上あること。ただし，公共性を有し，特に市道とする必要があると認められるものは，幅員が4 m以上又は建築基準法第42条第2項の規定による指定を受けたものは，幅員が2.7 m以上でよい。
- (5) 本市が定める道路の構造等を満たしていること。

なお，昭和63年度から私道を市道に認定するに当たり，道路用地として寄付を受ける土地の分筆に要する測量費について，「京都市道路用地分筆測量費助成要綱」（昭和63年5月1日施行）に基づき助成することとした。

4 道路台帳整備

道路管理者は，道路の区域・構造，兼用工作物，占用物件等の基礎的な事項を総合的に把握しておく必要があるため，「道路台帳」を調製し，保管しなければならない。

そこで，昭和38年度から順次整備計画を立て整備してきたが，従来の手法では対応が遅れるため，航空測量方式による新3箇年計画を昭和59年度からスタートし，昭和61年度で現況に基づく道路台帳整備を完了した。

今後は，道路現況の変化に対応し，道路現況を正確に反映した道路台帳にするため補正作業を継続して実施していく。

5 特殊車両通行許可

道路法では、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、車両の大きさ及び重量等の一般的制限値を超える車両は通行させてはならないとされている。

しかし、一般的制限値を超えていても車両の構造又は積載物が特殊である場合であって、道路の構造の保全又は交通の危険を防止するために必要な条件を付して道路管理者が許可したものは、その通行が認められる。

一般的制限値

車 両 の 幅	2.5m
車 両 の 高 さ	3.8m
車 両 の 長 さ	12m
車 両 の 重 量	総重量 20 t 軸重 10 t 輪荷重 5 t
最小回転半径	12m

6 道路区域明示

本市が管理している道路の範囲を現地で隣接する土地所有者との協議により確定する手続を「道路区域明示」という。

これは、道路法第18条（道路の区域の決定及び供用の開始等）により確定した道路区域を現地で客観的に明らかに標示するものであり、何らかの法律上の効果を生じさせるものではない。

明示申請があれば、予備調査のうえ、関係隣接地主等の協力を得て現地で立会いを行い確定していくが、境界紛争の増加に対応して、法務局では昭和54年度から分筆等の手続に際し、道路区域明示図の提出を求めたこと、更に、昭和62年3月1日からは、分筆に当たり残地についても地積測量図を要することとしたことや社会情勢の変化により土地に対する市民の権利意識も高まっていることから、隣接土地所有者の同意が得ることが難しくなっており、明示業務が困難化している。

区別 年度	申 請 状 況			処 理 状 況			
	当年度 受 付	前年度 繰 越	合 計	明示済	取下げ	合 計	次年度 へ繰越
21	991	569	1,560	938	110	1,048	512
22	1,070	512	1,582	953	48	1,001	581
23	1,080	581	1,661	972	61	1,033	628
24	1,157	628	1,758	1,043	61	1,104	681
25	1,116	681	1,797	957	78	1,035	762

7 公共基準点維持管理

公共基準点については、市内に1級から3級まで約3,500点を網状に設置しており、世界測地系による座標値となっている。平成13年度から、基本測量長期計画による測地基準点体系の整備に準じ、京都市域を5分割して、5年サイクルで目視による確認、異常点の点検測量及び基準点の復元を行っている。平成14年度には、国の「測地成果2000」に基づき世界座標への変換を完了した。

(平成26年3月末現在)

種 別	1 級	2 級	3 級	合 計
屋 上 埋 標	133	246	3	382
地 上 埋 標	33	85	361	479
地下BOX埋標	29	193	2,427	2,649
合 計	195	524	2,791	3,510

8 里道・水路等に関する事務

平成11年度に地方分権一括法が成立し、平成12年4月から改正国有財産特別措置法とともに施行された。これにより、法定外公共物である里道・水路等の国有財産のうち、現に公共の用に供しているもので、道路法、河川法等の公物管理法の適用を受けない公共物（国有財産）については、平成17年3月31日に本市に譲与された。

譲与に伴い、同年4月1日から自治事務として財産管理、機能管理及び行政管理を本市が行うこととなり、建設局所管分については、道路明示課において、従来京都府が行ってきた土地境界明示等の財産管理に係る事務を行っている。

里道・水路等の延長距離

(単位：km，平成26年4月1日現在)

	全市（京北地区を除く）			京北地区			合 計		
	建設局	産業観光局	合 計	建設局	産業観光局	合 計	建設局	産業観光局	合 計
里 道	501	60	561	430	110	540	931	170	1,101
水路等	844	400	1,244	530	170	700	1,374	570	1,944

里道・水路等境界明示件数

年度	申 請 状 況			処 理 状 況			
	当年度 受 付	前年度 繰 越	合 計	明示済	取下げ	合 計	次年度 へ繰越
21	257	180	437	200	29	229	208
22	293	208	501	226	30	256	245
23	265	234	499	223	38	261	238
24	249	238	487	216	47	263	224
25	267	224	491	178	29	207	284

土 木 管 理 部 土 木 事 務 所

1 道路，里道，河川及び水路の維持管理

(1) 日常の維持管理

管内各所を道路パトロール車で巡回し，道路の破損及び汚損行為並びに不法占拠等の取締りと指導に努めるとともに，道路破損等における補修を職員により行っている。また，河川及び水路の不法占拠等の取締りと指導を行っている。

(2) 災害時の応急復旧

気象警報発令時には，土砂災害や河川の氾濫に備えて管内各所の監視に努めるとともに，災害発生時には迅速な復旧を行っている。

2 道路附属物の新設及び維持管理

(1) 道路照明灯

新設については，市民要望や現地調査を基に，道路照明灯設置基準によって設置している。また，市民通報や道路パトロール車による巡視によって既存設備の故障が判明した場合には，速やかに補修し，機能維持に努めている。

(2) 道路標識，反射鏡及び防護柵

新設については，交通事情や立地条件等を調査のうえ，必要に応じて設置している。また，既存設備については，道路照明灯と同様に機能維持に努めている。

3 道路，里道，河川及び水路の改修

魅力あるまちづくりを計画的に進めるため，地域の発展に寄与する公共土木施設の整備に努めている。



4 道路，里道，河川及び水路等の占用・使用許可等

- (1) 道路の占用許可
- (2) 道路の一部現状変更承認
- (3) 私道整備助成
- (4) 道路現況幅員証明
- (5) 街区公園の使用許可
- (6) 水路等の工事承認
- (7) 水路等の占用・形状変更許可

5 私道整備助成の受付

公共性のある私道の整備について、その費用の一部を助成する制度の申請を受け付けている。

6 所轄区域

土木事務所の所轄区域については、原則として行政単位で定めている。しかし、境界については、公共土木施設（道路及び水路等）については維持管理に支障をきたすことがないよう、公共土木施設を基準に定めている（「京都市土木事務所規則」参照）。

土木事務所	所 管 区 域	
	原 則	例 外
北 部	北区，上京区	左京，右京及び中京区の一部
左 京	左京区 (京北・左京山間部土木事務所所管区域を除く)	北，上京，東山，山科及び中京区の一部
東 部	東山区，山科区	下京，南，中京及び伏見区の一部
南 部	下京区，南区	中京，右京，西京及び伏見区の一部
西 部	中京区，右京区 (京北・左京山間部土木事務所所管区域を除く)	北，上京，下京，南及び西京区の一部
京北・左京山間部	右京区京北出張所管内， 左京区花背・久多出張所管内	北，左京及び左京区の一部
西 京	西京区	右京区の一部
伏 見	伏見区	山科及び南区の一部